次

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション

會計の發展

野一郎

片

第1項 第二次世界大戦以降のイギリスの物價水準變動と同國企業の財務に及ぼしたその影響

第2項 イギリス・インフレーション初期における「資本維持」問題をめぐる經濟學者の見解と正統派會計 士の見解(一九四一~四五年)

イニシアル・アロウアンス制の箕施による徴稅緩和政策の登場(一九四五年) インフレーション昂進期に改制された會社法上の'true and fair view'の要求と著名長老會計士

第 第 3 項 項

イングランド・ウエールズ勅許會計士協會の「會計原則に關する勸告書第十二號のインフレーション會計觀(一九四八年)

第5項

と會計、」の公表(一九四九年)

第6項 「營業利益の課税に關するタッカー報告」の公表とその反響(一九五一年)

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

三三

,物價水準の上昇

第7項 第六囘國際會計會議における「物價水準變動と會計」問題の討議を契機とする英國內のインフレー ション會計論議の髙潮(一九五二年)

第二次世界大戰以降のイギリスの物價水準變動と同國企業の財務に

及ぼしたその影響

第 1 項

I イギリスにおける物價水準變動の經過

はじめ一九三一年には九一まで下つた。爾後第二次大戰勃發の年一九三九年にいたるまでは、基準物價の水準を保ち には二一三に及び、翌一九一九年には二二九、さらに二〇年には二七九を示したが、これを頂點として急速に下落し によつてみる。第一次世界大戦當時のその動きは、大戦勃發のその年一九一四年の九四から大戦終了の年一九一八年 イギリスにおける物價水準の動きを次表の Statist/Sauerbeck 卸賣物價指數 (第二次世界大戰勃發前年一九三八年基準)

しかるに、一九三九年の第二次世界大戰勃發以降物價はふたたび上昇に轉じて以來一九五一年にいたるまで、一路

かくして、一八八〇年以降一九五一年にいたるイギリスの物價は、第二次大戰の勃發した一九三九年を境として、

その上昇の歩みを止めていないのである。

合つていた。

その以前と以後では顯著なちがいのあることを示している。一九三九年以前の物價は、第一次世界大戰の衝撃に發端

	をま	界大	`と り	激動	はい	L	つづ			1 =	ギリス	卸賣	物價	指數		
	촳	戰	イ	時	て	カン	け		193	8年=1	00 1	Statis	t/Saue	rbeck	指數	
	おこ	後は	ギ・リ	代に	ક ્	ę'	る 非	188	0		98	3	1932			. 88
第	こし	同	ス	=	大	爾	囘	188	5		80)	1933			87
二次	てい	國の	だけ	l p	勢は	後に	歸性	189	0	• • • • • •	80)	1934			. 90
#	る。	經	は	ッ	傾	お	物	189	5		69	7	1935		• • • • • • •	- 92
界大		濟	•	パ	斜	け	價	190	0	• • • • • • •	83	3	1936		• • • • • •	. 98
戰	これ	專門	つい	の大	的上	るイ	の性	190	5	• • • • • •	80)	1937		• • • • • • •	·113
後の	は	家	15	陸	萛	¥	格	190	8		81	Ĺ	1938	•••••		·100
1	第	•	ح	諸	のか	IJ	を	190	9		82	2	1939		• • • • • • •	·104
ギリ	一次	會計	の問	國に	線を	スの	あら	191	0		82	7	1940		• • • • • • •	·142
ス	世	專	題	お	たど	物	わ	191	1		89	•	1941	•••••	· • • • • • • •	·158
・ イ	界	門	(C	い	يخ	價	レ	191	2	• • • • • •	94	ļ	1942		· • • • • • • •	·168
ン	大戦	家の	關心	てそ	るレ	の趨	てい	191	3	• • • • • •	94	ļ	1943			·182
フレ	の	進	を	ñ	らい	勢	る	191	4	• • • • • • •	94	1	1944		• • • • • •	·178
1	當	步	む	ぞ	2	(C	0	191	5		120)	1945			.183
シ ∍	時の	的 人	けた	れイ	見通	關し		191	6	• • • • • •	151	L	1946		. 	-207
×	各國に	士の	と 會計	會 シ 計	週し	って		191	7		194	ļ	1947		• • • • • • •	.256
會計					を	は		191	8	• • • • • •	213	3	1948		· • • • • • • •	.289
の	たお	間に	上の	レー	もつ	同國		191	9		229	•	1949			.304
發展	け	い	文	シ	も	0		192	0	• • • • • •	279	7	1950	• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	-360
	る 經	ち 早	献が	ョン	のが	經濟		192	1		172	2	1951.	1月・		·450
	臉	<u> </u>	現	會	多	専		192	2	•••••	146	5		2月・	• • • • • •	.467
	カン	_	わ	計	カン	門		192	3	· · · · · · ·	142	2		3月・		·466
	らイ	物 價	れな	が .異	つた	家の		192	4		154	ŀ		4月・		·473
	ン	變	かか	常常	んの	間		192	5		151	L		5月・		·467
	フ	動	つ	な	で	12		192	6	• • • • • •	139)		6月.	• • • • • •	·450
	レ l	と會	たの	關心	ある	は		192	7	• • • • • • •	136	5		7月.		438
	シ	計	で	を	9	現		192	8	•••••	132	?		8月・		·431
	=	問	あ	呼	第	在		192	9	• • • • • •	127	7		9月・	• • • • • • •	· 44 0
	ン	題	る。	び	一次	時		193	0	• • • • • • •	107	7	1	10月・		.436
	會計	12	L	おこ	世	的		193	1		91	L	1	11月・		·441
三元	の理	關し	かる	して	界大	後退		路	=	K	性	-	- -	て	昇	し
	生論	て	に	い	戰	狀		傾	九	對	物	する	て 正	は	<i>サ</i> ヤ	た
	لح	異	<u> </u>	た	當	態		斜	年	L	價	٤	常	ひゝ	Q.	_
	方法	常な	第二	當時	時の	を 示		的上	以降	て、	であ	いう	線に	る が	きお	時的
	12	關	次	`	物	し		昇	は		る	已	復	P	ح	急
	嗣	心	世	Ω	價	て		を		九	の	歸	歸	が	し	上

ブ

見解につよく根ざしていたといつて間違いないであろう。 次世界大戰以降その當時に及びさらに將來につながるイギリスの物價の變動が非囘歸的なものであるという一致した する思考が相當程度まで世界的に浸透していたという事情にも原因すると考えられるが、その最も主な事由は、第二

ted Accountants and Auditors の會員であり、この報告は彼の個人的意見であることを彼は特に斷つている。) は、その 會議 ce Levels in Relation to Accounts) について、イギリスの C. Percy Barrowcliff (彼は The Society of Incorpora 九五二年六月ロンドンで開かれた第六囘國際會計會議の主要議題であつた「物價變動と會計」(Fíuctuating Pri

における報告の中で次のようにのべている。

界大戰前の水準に安定する兆候は全くみられない。」 (The Sixth International Congress on Accounting, 1952. Fluct 「今日の物價の動きは第一次世界大戰後における當時の物價の動きとは全くちがつている。この物價が第二次世

nating Price Levels in Relation to Accounts. p. 12)

ることが窺われる。これは、現代の會計コンベンションに重大な攪亂をあたえることになるのである。過去七十年 「これらの點に徴して現在の物價水準をみると、それが將來永續し重大な影響をおよぼすべき要素をふくんでい

上なんらの影響をももたない、ということが常に假定されてきている。もしも、過去におこつた物價變動が、ちよ 動をみたが、しかし物價はふたたび元の水準に復歸するであろうから、長期にわたつてみれば物價變動は會計實務 にわたるイギリスの會計實務は牢固としてオリジナル・コストにその基盤をおいている。その間たびたび物價の變

うど現在の物價變動のように、適當な時間を經過すると元の水準に復歸する見込みのない恒久的上昇性をもつもの

早く問題になつていたであろう。問題の焦點はあきらかに、現在の上昇した物價水準は一時的のものに過ぎないこ とが證明されるかどうか、という一點に懸つている。これまでの證明から得られる答は、 であつたならば、 いということのようである。戰前(一九三九年)の物價水準は囘復しないであろう。そうなれば、まつたく違つた そう高い水準がノーマル・スタンダードとして容認されることになるわけである。」(ditto. P. 13~14) ・ギリスにおける經濟專門家および會計專門家の間には、同國の物價水準の變動に對する會計上の認識の仕方とし 會計上のコンヴェンションの一部を變更しなければならないかどうかということがもつとずつと 事態は一時的のものでな

untants は | 九五二年六月、(第六囘國際會計會議がロンドンで開かれたその月)'Accounting for Inflation, A Study of Techniques under Conditions of Changing Price Levels'という一書を公刊した。この書物は職業會計士 て、さらに、 と經濟專門家の協力によつて成つたものであるが、その中で著者たちは、イギリス物價水準變動の經過を一七九○~ もう | 步をすすめた見方をしている一派がある。The Assosiation of Certified and Corporate Acco-

ぎのように述べている。 にこれと明確に區別しうる、主として景氣變動に原因するとされている、短期の變動の存することを指摘した後、 おおよそ五十年ないし六十年の期間をおいて周期的循環變動をおこなつており、この長期周波動の間において、 一九五〇年の長期にわたつて觀察した結果にもとづいて、イギリスにおける長期物價はそのピークからピークの間に

- 物價上昇期に生ずる固定資産取換準備不足は物價下落期に生ずる準備過剩によつて補償されると考えるのはま

つたく誤りである。 長期波動 ・短期波動ともに周期的循環をえがいているが、これらの循環における上昇と下降は、

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

長期の波動が均一の持續時間と幅のものであつたとしても、その一循環の期間が五○年ないし六○年であるという 約言すれば、'Accounting for Inflation'の著者によれば、物價の長期的周波動の幅と時間が均一であつても、こ ないのであり、 事質は時間的影響を正しく平均化する可能性をなくしてしまうであろう。自動的にうめ合せるという保證は何にも その幅も期間も非常に不統一である。 その大小の順序がまちまちであつたり、特定資産の取得と取換の時期に都合よく發生しないのである。 またこのような埋合せがおこるべき理由もないのである。」(Accounting for Inflation. 1952. p. 27) 言いかえれば、前の價格上昇をうめるに必要な價格下落は遲れすぎたり、 たとえ ま

II イギリス・インフレーションが同國企業の財務におよぼした影響

企業の實體資本の維持は保障されない、というのである。

の長期周波動の波と波の間におこる短期周波動の幅と時間が均一でないかぎり、歴史的原價基準による利益計算では

たか。これはインフレーション會計の研究上重要にして異味ある課題である。 第二次世界大戰勃發以降のイギリスのインフレーション物價は同國諸企業の財務構成にどんな一般的影響をあたえ

一九三八年(大戦勃發前年)から一九五〇年にいたる期間にわたり産業の固定資産の時價による取換原價と在

(原材料・仕掛品・完成品)の市場價格の推移を次表 (第2表・第3表)によつてみる。(The Assosiation of Cer-

and Corporate Accountants: Accounting for Inflation, London 1952. p. 29; p. 32)

第2表における固定資産の價格は終戰の一九四五年には戰前一九三八年の水準に比べて五九パー セントだけ騰貴し、

第2表 固定資產取換原價指數

取得年次	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950
1938	100	102	113	130	137	143	148	159	175	195	209	218	232
1939		100	111	127	134	140	145	156	172	191	205	214	227
1940			100	115	121	127	131	141	155	173	185	193	205
1941				100	105	110	114	122	135	150	161	168	178
1942					100	104	108	116	128	143	153	159	169
1943						100	103	111	122	136	146	152	162
1944							100	107	118	132	141	147	157
1945								100	110	123	131	137	146
1946				1					100	111	119	125	133
1947		-								100	107	112	119
1948											100	104	111
1949												100	106
1950								<u> </u>					100

(注) 1951 年指數は 1950 年指數の 15% 増と見積られる。

すことになる。 固定資産の減價償却はその取得原價に基 ろん困難であろうが、'Accounting for を招いたかを正しく測定することはもち 國産業が全體としてどの程度の償却不足 所有する企業ほど著しいわけである。英 償却不足は、取得年次の古い資産を多く 却費にくらべると著しい償却不足を來た 取換原價に基礎をおいて計上する減價償 ているが、その償却費は右の時價による いて計上しなければならないことになつ 比べて四六パーセント騰貴している。 三二パーセントだけ騰貴し、終戰年時に Inflation ' の著者たちが、多數の會社 九五〇年には戰爭勃發前年に比べて一 イギリスの會社法の規定では、企業の 個々の企業におけるこの

三九

第 3 表 原材料·仕掛品·完成品價格指數表

指

		111	^		利中に到する変化						
年	原材料	仕掛品	完成品	平均	原材料	仕掛品	完成品	平 均			
1938	100	100	100	100							
1939	107	102	99	102.6	+7	+2	-1	+2.6			
1940	159	139	119	139.0	+49	+36	+20	+35.0			
1941	179	158	132	156.3	+13	+14	+11	+12.6			
1942	182	162	136	160.0	+2	+3	+3	+2.6			
1943	187	164	138	163.0	+3	+1	+1	+1.6			
1944	198	168	141	169.0	+6	+2	+2	+3.3			
1945	202	17.3	144	173.0	+2	+3	+2	+2.3			
1946	206	187	155	182.6	+2	+8	+8	+6.0			
1947	246	214	168	209.3	+19	+14	+8	+13.6			
1948	322	238	189	249.6	+31	+11	+13	+18.3			
1949	320	249	198	255.6	+1	+5	+5	+3.6			
1950	429	282	209	306.6	+34	+13	+6	+17.6			
1951	648	356	240	414.6	+51	+26	+15	+30.6			

(注) Board of Trade の基礎原材料・中間製品・製品の卸賣價格指數による。

Inflation, 1952, p. 28)

註 乜 た償却見積額に對し五二パー 時價による取換原價で計算し ~五○年の實際減價償却額は、 社について調査した一九四九 ントの不足額を示してい イギリス工業連盟が八〇

pital Resources, Federation Taxation on Inflational Ca-るとよう。(The Effect of になるという。(Accounting for べて約五〇パーセントの不足(註) る取換原價で再計算した額に比 たる減價償却引當金は時價によ て平均的に測定したところでは、 ら得た個別報告資料にもとづい 九四九年から一九五〇年にわ

前年に對する變化

次に在庫品 (原材料・仕掛品・完成品) の卸賣價格の推移 (第3表)をみると、原材料の價格變動は最も銳敏で、

いる。完成品の價格騰貴は最も徴弱であり、右各年において、その騰貴率は一九パーセント・四四パーセント・一四 の各年において、それぞれ、基準年次に比べて三九パーセント・七三パーセント・二五六パーセントの騰貴を示して 戦前一九三八年を基準にして、戦争勃發の翌年一九四○年には五九パーセントを騰貴し、 一〇二パーセントを騰貴し、一九五一年には五四八パーセントの騰貴を示している。 仕掛品の價格はこれに次ぎ、右 終戰年時の一九四五年には

○パーセントとなつている。

析表および損益計算書分析表を次に引用して、實情を究明する。(註) をうけたかを知るのに好適な資料として、'Accounting for Inflation'中に報告されている3社綜合の貸借對照表分 右のような、固定資産および在庫品の價格變動事情のもとに、イギリス企業がその財務の上に如何なる一般的影響

註 くむ废い分布にわたるパブリック・カムパニーである。 この綜合分析表を構成する30社は自己資本總額一〇〇萬ポンド以下の小規模のものから五、〇〇〇萬ポンド以上 の Ŕ

の

自己資本 會社數 第二次 0~1 ……9 世界 1~3 ……7 3~10 ……6 10~20 ……3 20~35 ……2 35~50 ……2 ・インフレー・1

ン會計の發展

30加工材	古貝信到照	衣分析衣	單位 100		
	1938年	1945年	1949年	1950年	
〔資本調達一負債〕					一橋大
I 當座負債及引當金:	2.2	4.6	01.0	10-	大學研
(a) 短期借入金及當座借越…	2.2	4.0	21.8	10.5	研
(b) 買掛金及び繰延勘定…)			71.6	89.7	究年
(c) 納稅引當金······			40.0		報
(i) 現在·······	43.9	85.2	40.2 23.1	43.5	
(11) 未來 〉	43.9	85.2	6.7	36.9	商學
(d) 豫定配當金···········		22.2	17.5	8.4	研
(e) 其他引當金及負債······/ (f) 合計····································	46.1	112.0	180.9	16.7 205.7	究
Ⅱ 社債及長期借入金		22.7	27.9	59.7	I
Ⅲ 子會社の少數株主持分		14.2	19.2	21.4	
■ 子智組の少数株主持分 IV 株式資本	12.0	14.2	19.2	21.4	
(a) 優先	421	45.9	49.8	49.8	
(b) 普通·······		93.1	113.7	121.6	
(c) 合計·······	130.5	139.0	163.5	171.4	
V 準備金	100.0	107.0	100.5	1,1.1	
(a) 資本······	3.2	4.5	44.9	59.3	
(b) 利益(註 1)	33.9	58.0	94.3	110.1	
(c) 合計·······	37.1	62.5	139.3	169.4	
合 計	252.1	350.5	530.8	627.7	
□ #I	= ====	====		====	
〔资本運用一資產〕		:			
I 當座資產					
(a) 現金預金	1	21.4	28.8	43.0	
(b) 短期投資と流通證券	7.1	18.5	10.7	16.9	
(c) 國債······	1.3	15.1	2.0	1.4	
(d) 前拂金		62.6	92.8	117.0	
(e) 在庫品・仕掛品		89.7	172.1	192.1	
(f) 合計······		207.2	306.4	370.4	
Ⅱ 他會社投資及び利息		21.4	35.4	37.5	
Ⅲ 固定資產		100 8	166.6	196.5	
№ 無形資産	23.2	21.0	22.4	23.3	四
合 計	252 1	350.5	530.8	627.7	\equiv
固定資産の取得原價(註2) …	×	×	313.3	361.0	
減價償却引當金累計	×	×	146.7	164.5	
•		'	'	•	

(註 1) initial allowances から發生した繰延未拂稅を含む

(註 2) 1948 年會社法による再評價額を含む

①資産構成の變

である。(この表において一九三八年價格を基準にして一九四九年價格は原材料三二〇、仕掛品二四九、 であるが、その大部分が價格騰貴に原因するものであることは、第3表の在庫品價格指數表の示すところから明らか 倍に増加していることである。 たのに對し、一方、在庫品・仕掛品は同じ期間に四四・二ミリオン・ポンドから一七二・一ミリオン・ポンドへと約四 ら一九四九年までに一一二・六ミリオン・ポンドから一六六・六ミリオン・ポンドへとおよそ五〇パーセントを増大し 第4表の綜合貸借對照表分析表上、資產構成についてみられる顯著な變化は、 在庫品・仕掛品價額のこの膨脹は、その一部分は手持物量の增大したことによるもの 固定資産の帳簿價額が一九三八年か 完成品一九

ハ、平均二五六となつている。)

らの當座借入の増大により、また一部分は短期借入によつているが、特に一九四五年以後は手持の短期證券の處分に 在庫品・仕掛品の帳簿價額の增大をまかなつた資金源泉をさぐつてみると、一部分は利益により、一部分は銀行か

よつたことがわかる。

九五〇年には、在庫品・仕掛品の價額は一九二・一ミリオン・ポンドとなつて前年に比しさらに一一パーセント、

金額にして二〇ミリオン・ポンドを増大した。

この價額增大の原因が單なる市價の騰貴によるものであることは、第3表の在庫品價格指敷表からみて確かであろ また、 固定資産も一九五〇年には一九六・五ミリオン・ポンドとなつて、前年に比し一八パーセント金額にして

三〇ミリオン・ポンドを増大し、これは明らかに資本支出がおこなわれた結果である。

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

らの長期資金の吸收によつたことが認められる。後者は、 九五〇年におけるかかる資産價額の增大をまかなつた資金供給源としては、 他は普通株の發行によつている。 その四分の三が社債および無擔保手形の發行によるもので 第一に利益の再投資、 第二に外部

時價による取換原價は、第2装にみるように五九パーセントも上昇している事實に顧みて、固定資産の廢棄がおこな の前年一九三八年の一一二・六ミリオン・ポンドより一一・八ミリオン・ポンドも小さい。この間における固定資産の われたのをうめるだけの資本支出が充分おこなわれていなかつたことが示されている。 第二次大戰の終つた一九四五年における固定資産の償却後價額は一○○・八ミリオン・ポンドで、 それは戦 争勃發

額増加分の内容は、一部は資産の物量増加にもとづくものであり、 らおこなつたための支出によるものであることは間違いない。 しかるに、一九五○年における固定資産帳簿價額は一九四五年のおおよそ二倍にちかい數量を示している。 他は戰時中見送られていた維持および更新を後か この價

の六年間における固定資産の物量増加分は大たい四五パーセントであるとみており、これをその六年間に割りあてる と平均年七・五パーセントとなり、 Accounting for Inflation'の著者たちのいうところによれば、 この數字は同期間におけるイギリス工業生産力の擴大の割合におおむね 等しい と 被調査會社全體の戦後一九四五年から五〇年まで

の關係を討究してみよう。 次に、第5表の英國企業三○社綜合利益分析表によつて、これら三○社の一九五○年の名目利益と實體資本維持と

いう。(同書 p. 34)

第5表 30社綜合利益分析表 單位 100 萬ポンド

							五世 100 類 水 フト			
* 55			193	38年	1945年		1949年		1950年	
第二	Ι (a)~(d)控除後の営業利益…		16.7		27.9		50.5		77.3
火	(a)	減價償却	4.9		8.3		16.2		19.7	,
次世界大戰	(b)	社債及借入金利息	1.1		1.1	1	1.3		2.0)
取	(c)	役員手當及管理費等	1.1		3.1		4.3		5.6	5
後	(d)	修繕維持費	0.4	_	0.5	_	0.5	'	0.6	5
のイ	I	其他の收益		Ì						
ギリ	(a)	投資利益	0.4	٠	0.4		2.5		3.6	5
リス	(b)	共他收入利益	1.1		1.2		0.3		0.3	3
•	(c)	未收收益	0.1		1.0		1.2		1.1	L
イン	(d)	合計		1.6		2.5		4.0		4.9
フレ	11	稅込利益		18.3		30.4	_	54.6		82.2
ī	N .	租稅								
ショ	(a)	N. D. C., E. P. T., or P.	×		3.8		8.0		11.7	7
ン	(b)	所得稅	×		13.4		17.1		27.3	3
會計	(c)		×		0.0		0.4	çr	1.4	ļ
の	(d)	合計		5.5				24.6		40.3
發 展	V	稅引利益		12.8	_	13.2		29.9		41.9
ΔX	VΙ	子會社の外部利益部分		0.3		0.5		1.0		1.3
	VII	稅引正味利益		12.5	_	12.7	•	28.9		40.6
	VIII	配當金	-		=				'	,
	(a)	優先	2.3	İ	1.7		1.9	1	1.9	9
	(b)	普通	6.2		5.1		7.4	•	9.0)
		合計		8.5		6.8		9.3		11.0
	IX	利益留保								
	(a)		0.0		0.0		3.0)	4.4	1
	(b)) 固定資産減價償却及取替 の追加準備金	0.0		1.7		2.6	;	7.3	2
	(c)		0.6		1.2		1.4	•	1.6	5
	(d)	资本及利益準備金	2.8		2.2	_	11.2	!	13.6	5
四	(e)	合計		3.5		5.2		18.1		26.8
五	X	子會社の留保分		0.5		0.6		1.5		2.9
				12.5		12.7		28.9		40.6
		×印は不明]]	

五〇パーセントを增大している。 を控除した後の利益)は七七・三ミリオン・ポンドでこれは一九四九年の五〇・五ミリオン・ポンドよりその約 一九五〇年の營業利益(Trading Profit=a減價償却費 b 借入金利子 c役員手當及管理費 d 修繕維

留保額は約二ミリオン・ポンドにしかならない。 ンドである。この利益留保額のうちから假に減價償却不足二○・五ミリオン・ポンドを埋めるとすれば、殘 りの 利益 の減價償却額を時價による取換原價に卽して計上するとすれば、均二〇・五ミリオン・ポンド不足しているこ とに な ないし五二パーセント不足である(本稿四○頁の記述参照)ことが報告されているので、前記三○社綜合の一九五○年 九~五○年における英國企業の實際減價償却額が時價による取換原價にもとづく償却見積額に對して五○パーセント ところで、一九五〇年會計年度減價償却費は一九・七ミリオン・ポンドである。旣にみたところによれば、一九四 利益分析表に示された利益留保額は、未拂所得稅四・四ミリオン・ポンドを控除すると正味二二・四ミリオン・ポ

率にして一二パーセント增大しているのは、單なる市價の高騰に原因するものであることが明らかで ある。「イギリ 大している。第3表の英國商務局卸賣指敷表によれば、原材料・仕掛品・完成品の一九四九年から五○年の間におけ 對して一九五○年は一九二・一ミリオン・ポンドと前年よりも二○ミリオン・ポンド、率にして一二パーセント を增 つてみれば、三○社の一九五○年綜合貸借對照表の在庫品・仕掛品が前年度より價額にして二○ミリオン・ポンド、 方、既に第4表貸借對照表分析表でみたように、在庫品・仕掛品は一九四九年の一七二・一ミリオ それぞれ三四パーセント、一三パーセント、六パーセント、平均一七・二パーセントであつた。 ン・ポ これによ ン ドに

ス産業界全體を通じて一九五○年末の原材料・完成品の在庫數量は一九四九年末よりも少かつた實情に卽して、右三

○社の在庫品・仕掛品の質數量は前年より低下していたであろう。」と'Accounting for Inflation'の著者は報告し

てい 四ミリオン・ポンドの全部を以てしても、 かくして、三〇社全體として一九五〇年の總利益は前年度の五〇パーセントも增大しながら、その利益留保額二二・ 時價による取換原價での減價償却必要額中の不足分二○・五ミリオ

あつたということになる。 ンドと在庫品・仕掛品の對前年度價額超過部分二〇ミリオン・ポンドをまかなうには約一八ミリオン・ポンド不足で

せまられて行つた不可避的な財務行爲にもとづくものにほかならなかつたのである。 つづけてきた名目利益のヴェールの下で次第に潜行していた資本の實質的蠶食をいまや補塡しなければならぬ必要に 九五〇年の三〇社綜合貸借對照表上、外部負債の顯著な增大による資金吸收の事質がみられるのは、

第2項 イギリス ・イン フレ 1 ション初期における ,資本維持、 問題をめぐる

經濟學者の見解と正統派會計士の見解 (|九四| ~四五年)

私見によれば、

を刺激したものはインフレー von Hayek, A. イギリスにおけるインフレーション會計の發展には種々なる要因が重なりあつているが、その發端 0 ションの初期一九四一年(昭和十六年・この年大平洋戦争勃發) Pigou, J. R. Hicks らを中心とする經濟學者たちの資本維持論爭であつた。 ~二年にわたつて展開され これらの

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

象としたものではない。 經濟學者たちの資本維持觀は、 る企業所得の測定に關して、經濟學者の側の見解とこれと對照的な立場において發表されたと明らかに認められる正 維持論爭の內容に介入することは本稿のとりあつかう範圍外にある問題である。ここでは、 との關係にふれざるを得ないわけである。 しかしながら、そこでとりあげられる資本と所得の本質ならびに價値測定の問題は當然物價 もちろん、 しかし物價問額を超えるひろい範圍において、これら經濟學者たちの資本 個別企業の立場から物價水準變動との關係においてみた資本維持問題を對 物價變動との關係におけ

I 經濟學者ハイエクの資本維持觀

統派會計士の側の見解をうかがつてみよう。

しっ .て、資本と所得の本質を明らかにすることに關して、資本の收益力維持の考え方を次のように述べてい 九四一年經濟學者ハイエクは、 その著書「資本の純粹理論」('The Pure Theory of Capital, London 1941.) にお

耗してゆく菑資産の純收益と價値において等しい所得を將來産むべき新資本財を以て菑資産を最後に取換えるにた に關して、 て同等の所得を獲得すると思われる新しい非永久性財の再生産と矛盾しないような部分のみがそれである。 よる制限をうけるということである。 る減價償却部分をふくむものであるということであり、 「不變の所得の流れを維持すべきものとすれば、純所得とみなし得るのは、 なかんづく、 見落してならぬ點は、 :肝要な點は、いうまでもなく、新資本財(陳腐化してしまつたものが取 陳腐化性資本財の用役價格-したがつて、陳腐化性資本財への投資はこのような條件に ---即ちその總收益-期待的用役のうちで將來にサヘススンタッインド・サートス のうちには、 この お 消 點

換えられる資産) は前と同一量のものでなければならぬということではなくて、同じ所得を産む見込あるものでな

ければならぬといういとである。」(F. A. von Hayek: The Pure Theory of Capital, 1941. p. 301~303)

まに維持することではなく、將來の實質的所得を維持する見込であり、いわば、將來的購買力である。 右のハイエクの資本と所得の本質に關する考え方では、企業の資本維持の基準となるものは資本を物理的にそのま

これから出てくる維持すべき資本の測定基準は豫想原價(Anticipated Cost)であるということになる。 このような豫想原價はまつたく主觀的なものであり、 後にヒックスがいつたように、(J. R. Hicks: Maintaining Ca

pıtal Intact: a Further Suggestion, Economica, 1942 May.) それは「經濟理論家が好む單純なモデル」であるにすぎな

求という立揚からつよい非難を浴びせる對象にしたことは、後の項に記す通りである。(第2項Ⅱおよび第4項) 實際には使用できぬものである。歴史的原價基準をつよく主張するアカウンタントが、 會計における客觀性の要

II 經濟學者ピグーの資本維持觀

に示された資本と所得の本質觀は、資本維持の概念、したがつて、純實質所得の概念を不必要なりとして放棄するも のであるとする自己の批判的立場から、 ('Maintaining Capital Intact, Economica, 1941 Aug.) と題する小論文で、ハイエクの著書「資本の純粹理論」のうち 自己の主張する實質資本維持(物財資本維持)の考え方を次のようにのべて

イエクの著者「資本の純粹理論」が現われてからいくばくもなく、一九四一年八月ピグーは「資本の完全維持」

いる。

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

形成している或る物體が損耗したり、 ならない。この考え方をとるときは、 いては、それは紛れのない有形物の集りによつて構成されている。資本を完全に維持するためには、 をもつかは或る程度過去における需要供給の一般的な相互作用の動き方によつてきまる。 維持するに必要なものをそれから控除すると純實質所得が殘る。」(Economica, 1941 Aug. p. 生産諸要素の全體の結合作用から(年々の)生産物の流れがでてくる。これは總實質所得である。 「資本は或る時點において物財の一定の有高より成るものである。 われわれはこれと相關的に純實質所得という考え方を發展させることができ ないし、廢棄される場合には、それと 資本を構成するこれらの物財がどういう內容 ,同等の、 物體を以て取換えなければ しかし、 271) 特定の時點にお この集合物を

して遂行することになる。 おこなうということは、 ٤° すなわち、 グーの見解によると、所得は本質的には或る期間の期首と期末の資本有高の差であり、 物財資本として測定されるときに所得が決定するということになる。その場合測定を實質的な意味で 右の論文におけるピグーの論述にしたがえば、 (同論文二七三頁) 期末における有形財の相對價値を共通尺度と この資本が實質資本とし

原價で控除することによつて年度所得が決まることになる。 さらに、そこから固定資産および棚卸資産を期首におけるものと同じ質量で維持するための費用を期末の取換

前記の資本維持と所得決定の定義を個々の企業の場合にあてはめれば、その年度の營業上の收入から營業支出を控

Capital Intact: Reply '(Economica, 1941, Aug.) なる論文を發表し、 'Maintaining Capital Intact'論におけるハイエク批判に答えて、 ピグーの ハイエクはただちに、Maintaining ,資本の完全維持、 論においては、

のこの主張から十數年をすぎた現在、(一九五七年秋)ソヴェト社會主義社會において、 固定資産の維持に關して陳腐化を要因とする減價要素が、減價償却から拔けている點を指摘した。しかし、ハイエク 國民經濟の新投資の源 泉 たとい

化」の問題が大きくクローズ・アップしてきているのは、 う角度から企業の減價償却が再檢討されるに及んで、從來減價償却實踐の外におかれていた減價要因としての「陳腐 興味ある點である。

フレーショ 區別すべきものであると私考するから、ここではとりあげない。この點に關して、 ハイエクの資本要素としての「陳腐化」に關する主張はインフレーションを原因とする資本維持問題とは ンの終焉期に實施された資産再評價のあり方に關して展開された一部有力な見解にはそうとう問題がある 第二次大戰後の日本におけるイン

Ш 會計士ノリスの資本維持觀

イギリ

ス・イ

と考える。

これについては別の機會に論ずる。

彼ら自身の考え方を修正するのに役立つであろう。」(Baxter: 雪崗母 p. 321)と書きおこし、次いで、資本維持に關す 濟學者にこれらの原則について判斷を下すことを得させ、また、 あげられる。 Theory and Economics,' Economica, 1945. (Reprinted in W. T. Baxter: Studies in Accounting, London 1950.) の側から提出された企業所得の本質とその測定に關する代表的主張としては Harry Norris: 'Profit: Accounting ノリスはこの論文の冒頭において「企業會計の基礎となる若干の原則について述べるこの小論文は、 ンフレー ション初期における經濟學者の資本と所得に關する諸見解に對應して、 おそらく利益および所得という概念の本質に關する 正統派アカウンタン 經

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

る經濟學者の一 般的考え方につよく反對の意を表して次のように述べている。

點であるが、この點を別として)全般としてはこれを支持し、經濟學者の主張する見解に反對するものである。」 ではないが ような輿論は批判の餘地があるように思う。 ことは疑ない。しかし、 經濟學者の間には利益に關する會計士の考え方――特に資本維持の考え方に關して――を批判する傾向がある (會社成績を不當に表示することは、これを冷靜に批判する會計士がほとんどいない、まことに遺憾な 私は經濟學者の間に一般に認められている利益概念はどれも感心しがたい。 現在の會計理論と實務については、私は全面的にこれに贊成するわけ 現在出ている

(Baxter: 前掲書 p. 322)

たり、 これらの點に關するノリスの論述のうち、 ノリスはこうした見地から、企業の資本維持問題を物價水準の變動にもとづく諸要素をもふくめたひろい範圍にわ 經濟學者たちの所見を批判しつゝ、その意見を展開している。 當面の研究課題からみて、なかんづく重要なのは物價水準の上昇に起因

する資本維持問題についての彼の見解である。 この點について、彼は最も徹底した歴史的原價による名目資本維持の

立場を强調して、

次のように述べている。

○ポンドを引出してしまい、九トン二ハンドレツドウェイトの商品だけを買うことにきめたとしたら、事業活動の である。或る事業が原價一○○ポンドの商品一○トンを所有し、これを一二○ポンドで賣却し、 ンを一一〇ポンドで買入れた場合には、 大部分の會計士にとつては、 利益の測定上棚卸資産の恒常高の維持を考えることが重要なりとは思われないの 利益二〇ポンドが出たとするのが會計士の見方である。 その後さらに一〇

たとしても、それは眞實の賣上利益であるし、事業家はこれによつて物價上昇期中利益の增大を享受するが、それ 規模は縮少し、彼は減少した「實質」所得を享受することになる。しかし、たとえ、二〇ポンドの購買力は減少し

方がいやしくも主張されるとしたら、それは會計士の認識とは緣遠い不明確な要素であるように思える。それは、 期にはやむを得ず減らすであろう。もし、,ノーマル・ストック、とか,ベース・ストック、とかいうような考え は純粹の利益である。おそらく、事業家は物價上昇期中はそのストックを増やすことに氣をつけるであろう。下降 いつてみれば價格水準の動きを物量で表示しようと企てることが總國民收支の測定から遠く離れているのと同じく、

材料原價を明らかにする通常の手段から遠く離れることになろう。生産高の物的規模の維持を考慮することに關し

(卽ち使用した設備や賣却した材料の取換のための引當金を設ける方法で)、單なるもつともらしい 議論

正をおこなうには、 第一に、生計費の上昇はおそらく特定の商社が取りあつかう品物の價格の上昇と同じではなかろうから、修 實質、 實際にあつかう品物の價格の變動を基準にするよりも生計費指數を基準にする方が論理的の 所得水準の維持をはかる引當を行うべし、という――が次のような困難な事態をひきおこす。

質所得の均衡を達成するという問題に入りこむこと。 第二に、これを徹底的に適用することはヒツクス教授の第三所得論における現在の

質質

所得と將來の實

ようであるということ。

ついて考えるべきだという提案には贊成である。經營者は物價上昇期には事業活動の一定の物的規模を維持するに こういう考えを實踐の面に譯出するという仕事は、面白くない仕事のように思う。しかし、會計士はこの問題に

商學研究

算に屬するものと思う。」(Baxter: 雪褐晪 p. 332~333) 計算は通常の利益測定領域の外にあるものであるということであり、それは正確を缺くばかりでなく、別次元の計 る上昇をまかなうための準備金が設けられる場合がでてくる。これについての私自身の判斷をいえば、このような 財務的意味での擴張をはかるために利益のうちから蓄積することを意圖するかも知れぬ。そして、 カュ

さらに彼は例を以ていう。

金をもつていた。もし、在庫商品の正しい價格がトン當り原初價格の一○ポンドになつていたならAの利益は一、 商品一、○○○トンをトン當り一五ポンドで賣却し、さらに一、○○○トンを單價一四ポンドで買入れた。その結果、 Aは銀行預金一〇、○○○ポンドと商品一、○○○トンを有するのに對し、Bは依然銀行に一〇、○○○ポンド の預 商品一、○○○トンを一トンあたり一○ポンドで買入れ、Bはこの資金を銀行に預金した。Aはその年度中に右 「同種類の事業を營むA會社とB會社が各々一月一日に資金一○′○○○ポンドを有していた。Aはこの 資金

時だけの購買力がないというだけの理由のために、この現金について損失を蒙つたと考えることは、完全に有效な れは、取引にもとづいて生じた正しい利益の敷字である。一方、Bは物價上昇期中手持した現金が期末には期首當 有高分四、○○○ポンドと現金分一、○○○ポンドと合せて五、○○○ポンドが利益として示されることになる。こ 場合、Aは商品二八六トンのほか現金一、○○○ポンドをBより多くもつことになる。Aの貸借對照 表に は、 たら (十二月三十一日の價格はこれよりもつと騰つているかもしれぬ)、七一四トンしか買えない。 Bがこの買入れをした 商品

○○○ポンドだけである。かりに、Bがその預金一○、○○○ポンドを以て、單價一四ポンドで商品を買つ たとし

りなしに貨幣餘剰を測定するという利益計算の基本概念から離れることである。」(Baxter: jij Hager p. 333~334) セ ン スである。 しかし、 手持現金について、 ,損失」を考慮するということは、貨幣の價値を考慮することには 關

性の要請をつらぬくために徹底した歴史的原價基準を主張しているのである。 ٤ じた損失を計上することは、貨幣の値打ちを考慮外におくところの貨幣會計の基本概念から離れることになるという。 得の購買力を維持することは、 業の生産規模を維持する棚卸資産の恒常在高の考え方は利益計算外の財務政策の問題だとするのであり、 彼の考え方をつきつめてゆくと、 ②過去の取引事實を客觀的に記錄し計算し報告すること、③利益測定領域に財務政策が介入することを排除する のノリスの述べていることは、 これである。 これは貨幣會計の構造として最も純粋な姿であろう。 會計の領域外の別次元の計算であるとする。さらに、 (1)會計上計算單位としての貨幣の價値尺度の變動ということはこれを考えないこ 歴史的原價による會計の形式論理を徹底的に押しつらぬいているだけである。 いいかえれば、 物價上昇のために手持貨幣に ノリスは會計における明瞭 出資者の 事 所

とが必要である。 私見によれば、 インフレーション會計の合理化を考えるには、 ノリスの論述はその好資料を提供している。 貨幣會計をいちどその裸かの姿に歸して見なおすこ

IV イングランド・ウェールズ勅許會計士協會「會計原則に關する勸告書」第九號・第十號の資産評價基準

見解が世の關心をひき始めた時にあつて、 右のようなイギリス・インフレー ション擡頭期における一部經濟學者および會計士たちの資本維持に關 企業會計の實踐面にじかにふれているイギリスの職業會計士團體のこの問 する個人的

第二次世界大戦後のイギリス・インフレー

ション會計の發展

五六

題に關する動向はどうであつたのか。

四五年、その會員に對する聲明において、企業會計實務における資産の決算評價基準として、固定資産については歷 史的原價基準を、棚卸資産については原價時價低價基準を以てする傳統的立場をとるべきことを勸告した。 イギリスの職業會計士團體のうちでも中心的勢力を占めていたイングランド・ウェールズ勅許會計士協會は、一九

價償却,」(Recommendation on Accounting Principles, IX, Depreciation of Fixed Assets, Jan. 12, 1945)において次 すなわち、固定資産については一九四五年一月十二日に發表した「會計原則に關する勸告書第九號 ,固定資產

のように述べた。

である。」(八九項)

きものでもなく、通常、 「……固定資産の貸借對照表上の價額は、その換 金 價 値たるべきものでもなければ、その取、換、價、値たるべ その原價より減 價 償 却・無形資産償却・減耗償却に關する引當額を控除した歷史的記錄

題である。この金額は正確に見積ることはできない。これは準備金の性質を有し、報告書には準備金としてこれを 医重の問

が棚卸資産の評價と 、棚卸資産の評價基準に關しては、同じく一九四五年六月十五日に發表した「會計原則に關する勸告書第十號 (Recommendation on Accounting Principles, X, The Valuation of Stock-in-Trade, 15 June

1945.)において次のように述べている。

取扱うべきである。」(一〇六項)

棚卸 資産の評價の基準は、 通常、 原價または時價のいずれか低い價格たるべきである。」(一二四項)

對する引當は利益測定上の費用に賦課すべきものでなく利益の處分を通して行うべき財務政策上の課題であることを 强調したのは、 右の勸告書第九號において、 經濟學者たちの資本維持に關する見解に關聯して、 固定資産に關して、 取換原價の見込増加額に對する引當および豫見し得ない陳腐化に 企業會計の現實と法律規定にじかにふれてい 、る職

業會計士團體の立場としての見解を表明したものであることは明らかであろう。

•

U ウア

ン

ス

(一九四五年)

シ

な經驗をした。 ン下の企業に對する國家の課稅政策と企業の側における自立的生存維持への要請との間に生じた矛盾について深刻 第一次世界大戰當時のインフレーショ すなわち、 第 3 項 イ 歴史的原價による損益計算上現われる名目利益に對して課せられる稅金が企業の資本維持 = シ ァ w ンを通じて、 ァ 各國の産業指導者・經濟專門家・ 制 の實施による徵稅緩和政策の登場 會計専門家は、 ィ ンフレ ì

るつよい要請をひろくよびおこすにいたつた。 をおびやかす最大の要素となるにいたり、これを動機としてインフレーショ 第二次大戰時のイギリス・インフレーションに際してもまた、 企業の名目利益に對する課稅の重壓であつたのである。 インフレーション會計合理化に關する議論をひきお

ン下の企業の損益計算方法合理化に對す

こす直接の導火線となつたのは、

1

ニシアル

アロ

ウアンスの實施

(1)

ィ ギ ij ス の課税制度にお いて課稅所得の計算上認める固定資産の減價償却は歷史的原價にもとづいて計算される。

第二次世界大戦後のイギリス・インフレー

. ショ

ン會計の發展

五七

計上することを許す特別課税措置である。第二次大戦終了の年一九四五年にはじめてこの制度が設定されたその當初 同國稅法上にいうイニシアル・アロウアンスとは、當該資產設定の當初において課稅所得の算定上大幅償却 おされるにいたり、 ンの昻進が顯著となるにおよんで、この特別課税措置は企業の資本維持の要請に應える課税政策という視點から見な 達を課税の一時繰延べの方法によつて助成しようとするところにあつた。ところが、 戰時中荒れたままに見送られていた産業の機械・設備の改修ならびに近代化をすすめるに要する資金の調 その當否に關してひろく論議をよび起すようになつた。 いくばくもなくインフレ を損金に 1

Reconsidered: Parts I and II, The Economist, June 25 and July 2, 1949. U410°) シアル・アロウアンスが實施されるにいたつた經緯は次の通りである。(Wiles, Peter: Depreciation Allowance

イギリス内 國 收 税 法では、課稅所得の算定上の損金項目として認めている減價償却控除 は 以 前 は損 耗

を殘存價値まで引下げるように控除をおこなうことを意味していた。その後主要資産の各種別に一連の百分率による 具體的方法については規定がなく、 と認めた」控除項目として意義づけられ、その計算は資産の原初原價を基礎としておこなわれた。 をこれにかえて用いているようである。この控除は「事業の目的のために用いられた機械設備の當年度間の損耗 wear and tear allowance とよんでいた。この用語は、現在では一般に用いられず annual allowance tear のために減少した價値を表わすものとして收稅當局が正しく且つ合理的である just and reasonable とは、 資産の有效年數のつきるときまでに取得原價の價額 (just and reasonable) 當初はこの計算の という用語 控 we-除

控除率が定められた。

ところが、一九三二年にいたり、この基本控除率に附け加えてその十分の一の追加率が定められた。 次いで一九三

八年にいたり、この追加率を五分一にあらためた。

はイニシアル・アロウアンスを四〇パーセントまで引上げるにいたつたものである。 ウアンスとして資産償却の最初の年度にその取得原價につき二○パーセントを控除することを認めた。一九四九年に さらに、 一九四五年、 Income tax Act によりこの追加控除率を四分の一に引上げるとともに、イニシアル ・ アロ

② イニシアル・アロウアンスの財務的效果

初に大幅に計上することを認める稅務措置であつた。したがつて、これによつて企業財務上に生ずる效果は、 イニシアル・アロウアンスは課稅所得算定上の損金として歴史的原價に基礎づけられた減價償却費を資産の新設當 資産の

一生涯にわたる減價償却費全體のうちの大幅部分を特に初年度に損金に計上することによつて、

初年度の稅金支拂額

あてられて納入してゆくわけである。したがつて、企業にとつてはイニシアル・アロウアンスによつて支拂の延期さ がそれだけ少くてすむというだけのことであつて、この初年度輕減額は爾後資産の除却される時までの各年度に割り

れた税金額だけ、資産設置年度にかぎりその資金繰りが樂になるわけである。 だから、 イニシアル、アロウアンスは

所得稅の實質的輕減措置ではなく、稅の支拂を繰延べることによつて、設備更新を助成する措置としてその意義を認 められるものであつた。

増した經驗をへるに及んで、人々はこの課稅措置が物價の昂進のいちじるしい時代においては企業の資本實體 九四五年のイニシアル・アロウアンスの實施は、 その後數年にわたりイギリスの物價が年を追つて上昇の速度を の維持

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

五九

電学研究 エ

六〇

におよぼす課税上の障碍を解決する上に實質的效果をもたないことをはつきり意識するにいたつた。

詳述)一九五二年に出版された 'Accounting for Inflation'の著者たちは、イギリス物價の非同歸的上昇傾向に卽し その後この制度に關しては、一九五一年のタッカー報告はつよくこれを支持する立場をとつたが、(本論文第6項に

この制度の效果につき否定的態度を示して次のように述べている。

原價にもとづいて行われ、 後の年度の税負擔が増して埋め合される。資産の全生涯の控除總額は變らない。減價償却控除は依然として歴史的 新しい工場設備の取得を獎勵することにある。結果として設備購入のその年度の稅負擔は輕くなるが、それだけ爾 ものではなかつた。イニシアル・アロウアンスは産業に對する無税の貸金以上のものではない。 「現在ひろく認められている通り一九四五年のイニシアル・アロウアンスの導入はなんら實質的解決をもたらす 根本的難問題は未解決のまま殘されている。」(Accounting for Inflation, 1952, p. 30) その主な效果は

第 4 項 インフレーション昂進期に改制された會社法上のtrue and fair view の要求と著名長老會計士のインフレー ション會計觀(一九四八年)

一九四八年會社法の計算規定における'true and fair view'の要求

I

高め、 ギリスの物價水準は、 四七~四八年頃には、それが非同歸性物價の性格をおびて將來永續する危險をもつものであることが經濟學者 第1項にみたように、第二次世界大戦の終了した一九四五年ごろからその昂進度を急速に

減(耗) 控 除は取換原價にもとづいて計上することを認めてもらいたいという要望が相當つよく出ていた。タマセ・テンビホマセントシス の スメント 部から指摘され、 ・・バリュウ・ベーシスの考え方を眞劍に進める向が次第に現われてきていた。また、 會計専門家の間にも、經濟専門家と協力して、企業の資本實體の維持に關しいわゆるリブレ 産業界からは、

「のようなインフレーション昂進環境のもとに、一九四八年、多年懸案であつた會社法の改正制定が行われた。

(publicity) を從

Committee on Company Law Amendment, June 1945, Her Majesty's Stationary Office, Cmd. 6659, Para. 96. 來よりもいちぢるしく强化したということである。(會社法制定委員會たる Chohen Committee の報告書、Report of the 會計の研究上必要な最小限度において新計算規定のこの特色を明らかにしておく。 れ .は英國の會計制度の發展史上注目すべき意義をもつていると考えるのであるが、ここでは當面のインフレー 九四八年會社法における改正計算規定の根本的特色を一口にいえば、それは會社會計の公示性 ション

,眞實且つ公正なる表示、(true and fair view) という言葉を反覆して記載している。

本會社法においてこの言葉が意味する最も根本の趣旨は、 によると、 谷操三・英國會社法概說、 新會社法の計算規定には、 inner reserves)を過大に設定する慣行がひろくみられるその缺陷を匡正することにあるとされている(小町 英國の判例では取締役は法人の機關ではなく、會社の代理人であると解されている。 一九五四年六月號六二頁)が、 雑誌企業會計、一九五四年八月號四八頁)。この問題は、 會社財産の保管と會社の業務執行に關し從來會社の經理上祕密 イギリス法上會社の代理人であるところの取締役 從來のイギリス企業會計實務における盲 一小町谷操三、英國會社法概說、 積立金 (Palmer

本稿の第2項の皿に引いた會計士

Ħ

Norris

點として心ある會計士によりつとに指摘されていたところであり、

第二次世界大戦後のイギリス・インフレー

ション會計の發展

操作について信用を得るために、かつ、消費者および從業員の不利益において、秘密利益が貯えられているのだと hen 委員會の報告書は、 mittee's Report, para. 101.) いう一さいの示唆を拂拭するために、會社の成績を適正に公示すべき保障を設けることが大切である。」(Cohen Com-この點について次のように報告している。「委員會の意見によれば、 事業會社が事業の財務

一九四五年の論文の一節にもそれが指摘されている(本稿五二頁参照)。一九四八年會社法の制定委員會であつた

社法第8スケジュールの定めるところに一致してすべきこと、 財政狀態の「眞實且つ公正な表示」をなした貸借對照表および當該年度における會社の損益の「眞實且つ公正な表 づいて作成されるべきことを次のように規定した。 かくして、一九四八年の會社法は、會社の取締役が年次株主總會に提出する計算書として會社の當該營業年度末の をなした損益計算書を作成することを要求するとともに、 および、これらの計算書が これらの貸借對照表および損益計算書の記載事項は ,正規の會計帳簿、 にもと

一四九條

、會社の各財務年度末の貸借對照表はその年度における會社の財(政)狀(態に關する眞實にして且つ公正なる)、會社の各財務年度末の貸借對照表はその年度における會社の財(なります)。 表示をなすべし。また、 會社の各財務年度の損益計算書はその年度の會社の利益または損失に關して、眞實にし

二、會社の貸借對照表及び損益計算鸖は本法第8スケジュールの要求するところにできるだけ一致せしむることを

要す

て且つ公正なる表示をなすべし。

四 [七條

- 各會社は、 次の事項につき、 正規の會計帳簿 (proper books of account)
- (a) 會社が收入および支出した貨幣の總額並びに收入および支出の原因となつた事實。
- (b) 會社がなした一さいの物品の資却および買入

(c)

會社の資産および負債。

二、前項の適用については、會社の財政狀態に關し真實且つ公正なる表示をなし、且つ會社の取引を說明するに必 要なる帳簿の備付なき場合は、 前項に掲げる事項に關し正規の會計帳簿の備付あるものと看做さず。」

て詳細な規定が設けられたが、これは新會社法の計算規定が從來のものと異る大きな點である。 右の第一四九條第二項にのべている同法第8スケジュールには、貸借對照表および損益計算書作成に關してきわめ

を强化するところにあつた。一九四八年會社法に右のような趣旨の新規定が設けられるにいたつた經緯については、

,眞實且つ公正なる表示, の要求にもとづき會社經理の正確と明瞭を充實するために監査役の 地位

これが設けられるに

いたつた趣旨は、

Cohen 委員會において、「職業會計士諸團體から、會社の一さいの貸借對照表および損益計算書に記載すべき事項の

たことが最も有力に作用したものであつた(Cohen Committee's Report on Company Law Amendment, June 1945 最小限度を法律を以て定めれば監査人の地位が强化される。」という證言がおこなわれ、 委員會がこの意見を採擇し

八年會社法上貸借對照表および損益計算書に關する規定はこういう背景をもつて規定されており、 Her Majesty's Stationary Office, Cmd. 6659, p. 54. および小町谷操三、英國會社法槪論、企業會計六の9、四七頁)。 | 九四 從つて、 その目的

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

對照表の職能を簡單にいうと、それは株式資本金・準備金 照表作成の日における會社の負債、及びこれらの株式資本金・準備金及び負債の總額が會社の各種資産に分散してい は會社財産の受託責任者たる取締役の株主に對する受託責任の遂行の結果を報告する義務を一そう强化することにあ る狀態を示そうと努力することにある。故に貸借對照表は歷史的記錄である,。」(Cohen Committee's Report, p. 54) それ故に、Cohen 委員會の報告書は「Institute of Chartered Accountants (配當可能準備金とその他の準備金とをわける)、貸借對 が證言しているように、 賃借

(小町谷操三譯による=同氏英國會社法槪論、企業會計、 の點に關し、 か かる見地からすれば會社の年次貸借對照表に記載する資産價額は當然歷史的原價たるべきことが要請され イギリスの判決法上貸借對照表記載價額についての解釋は、Palmer 一九五四年十二月號、九五頁) によると、 次のように歸結される。 る。

對照表にはその一○、○○○ポンドが買入價額であることを明らかに記載しなければならない。」 それでも貸借對照表に財産としてその買入價額の一〇、〇〇〇ポンドを記載することができる。 ら控除したかを記載すればよいのであつて、その財産がどれだけの價値を有するかを記載することを要しない。 しない。貸借對照表には特定の財産の代金 貸借對照表には、 會社が一○、○○○ポンドで或財産を買入れたところ、それが一、○○○ポンドに下落したとすると、 その作成の時における會社の一切の財産の現實の價額 (代金の原語は Cost か?=片野) (actual value) がいくらであるか、及び減價をいく を記載することを要 しか Ļ その貸借 會社は 例

かくして、會社法の規定によれば會社の計算と會計報告は何よりも歷史的原價による

,記錄された事實

に基づい

て行われなければならないことになるのである。

の 役の受託財産の管理責任の遂行に關する報告をおこなうという會計職能と、 ある。もつと適確にいえば、 要關心と意見の對立をよびおこした,インフレーション會計, ために從來の企業會計の體系の中で調整され得なくなつたところに、 私見によれば、 (Business Entity)より要求する資本維持を保障する測定をおこなうという會計職能とが、 第二次大戰後のイギリスに 會社法の規定によつて表示されている株主の立場(Proprietership) おいて會計専門家・ 問題のよつて來たつた最も重要な根源の一つはここに 經濟專門家・産業人・政府當局者の間に未曾有の重 その根源があるのである。 會社が法の規定とは別に企業體としての より要求する取締 インフレー

Ⅱ 長老會計士 de Paula のインフレーション會計觀

體聯合會議の席上、「企業の資本要請におよぼす物價水準變動の影響」という題目で演說をおこなつた。 イ ギリスの職業會計士界の長老 F. **7** M. de Paula は、一九四八年五月十八日 Brighton で催された會計職業團

上昇と會計、」におい イギリスにおける多くの職業會計士團體中最も有力な存在である The Institute of Chartered Accountants in Eng. 計をどうみるかという點に關して、 の演説は、 and Wales が、翌年一九四九年一月、 英國會社法上の「眞實且つ公正なる表示」の要求を基盤として、當時のインフレーショ 、て歴史的原價基準による傳統的な利益計算のやり方を强力に主張したその支柱をなしたものは、 正統派會計士の代表的見解を披瀝したものとして注目すべきものであると考える。 會員にあてて聲明した「會計原則に關する勸告書第十二號 ン下の企業會 ,物價水準の

六五

第二次世界大戰後のイギリス・インフレー

ショ

ン會計の發展

Levels upon the Capital Requirements of a Business. The Accountant, 5 June 1948.) おそらくこの de Paula の演説であつたとみてまず間違なかろうと私は見ている。以下、この演説の概要を、その要所 を取り落すことのないように氣をつけて、述べておく。 (F.R.M. de Paula, O.B. E., F.C.A.: The Effect of Rising Price

する自己の根本的見解を披瀝して「この問題は變化した經濟條件にもとづく經濟上の再'金 融の問題であるから、 量の販賣を在庫品・帳簿上の債權および銀行預金殘によつて賄うに要する資本を增大する」ことを指摘し、それに對 的現象と認むべき傾向はほとんどない。」とのべている。これはインフレーション會計の合理化の要請をうみ出 のひろい基盤に立脚して問題を考察する。」という前置きのもとに、まず經濟專門家の見解を批判する。 として、「物價水準の上昇は企業の建物・工場・機械等の固定資産を取換えるに必要な資本の額を増大し、かつ、一定 き經濟地盤への正しい認識を示したものといえる。 Paula は開口一番 「ここ數年來騰りつづけてきている物價は最近とみにその勢力を增し、しかも、それは一時 次いで、單刀直入、 經濟專門家が會計士の注意を促した重要問題 「 すべ

ある。 單位で示すべきである。經濟專門家の主張するところによると、物價水準上昇期に減價償却引當金を原始原價にもと 前以て收益のうちから準備すべきものである。 らびにそれに見合う運轉資本を再調達するのに前より多くの貨幣資本が必要となる場合には、 無疵に保持することでなければならぬとしている。 賣上が現在價値の貨幣單位に基礎をおくものであるかぎり、 の理解するところによれば、「經濟專門家の見解では、 けだし、この増加資本のコストは、 だから、彼らの主張では、 賣上に對するすべての費用は同じ價値水準の貨幣 企業經營の目的は原 初 生 産 能 力をつねに 物價水準の上昇にもとづき固定資産な 企業の利得に對する眞實の費用で この資本の增大部分は

づいて計上する場合には、 利益の分配をたつぶり行うとかならず實質資本を蠶食する結果となるから、 物價上昇期に

は當該資産の取換原價の見越增大分に對する年度引當金を收益のうちから設けなければならない。」と。 經濟專門家が力を入れてこのような主張をする理由が何處にあるかについて、de Paula のいうところによれば、

うな基礎に立つて作られれば、 「彼らが國民所得と國民投資を耐久財を以て正確に測定しようとする立場から、 それによつてこれらの重要な國民經濟的統計を作ることができるという考え方による

もし、

會計報告が彼らの主張するよ

de Paula は取 換 原 價 基 準による利益計算を要請する經濟專門家の立場を右のように解說したのち、 この

ものである。」としている。

代理責任履行の計算を示すものである。そこには二つの主要目的がある。 「イギリス會社法の下では、會社の年度會計報告書は純粹に自家的な書類であり、それは會社の取締役が自己の「よくなり。 會社の損益取引の結果に

第一は、

第二は、會社の會計年

考え方に對し會計士としての自己の解釋論を次のように述べている。

度末におけるその財務狀態の眞實且つ公正な表示をなすことである。

つき眞實かつ公正な表示を出資者に提供して配當可能利益が幾何あるかを示すことであり、

ンヴェ 種 「々の異る目的を以て會計を遂行するということはできることではない。 ンも異る。 利益計算が次のどれであるかによつて、基本的コンヴェンがそれぞれちがつてくる。 目的が異れば、 それに應じて適用する

В 賣價の有利かどうかを檢べるためのコストを出す目的で利益計算をおこなう場合 A コ

配當可能利益を算定する目的で利益計算をおこなう場合

第二次世界大戦後のイギリス・インフレー

シ

ョン會計の發展

C 課税目的で利益計算をおこなう場合

將來の目的に役立てるために利益計算をおこなう場合

D

de れていなかつた目的をはたさしめようと意圖していることにもとづくことがやがて明らかになるかもしれない。」 意見が存する所以は、經濟專門家ならびにこれに同調する人々が會社の公表する會計報告書につき、これまで課さ いう目的には適さないし、また、 出資者のために作成する年度會計報告書にあてはまるコンヴェンションは、經濟專門家が國民經濟統計を作ると は右のような見解のもとに、資産の「取」換 に要する資本の増大部分に對して引當金を設定するという 適するはずのものではないといえるのではなかろうか。 本問題に關して現在異る

それこそ完全な革命である。」 なしに年度利益を配當として分配することが會社にとつて可能なのである。だから、 の增大の要請にそなえる引當金を配當支拂前に現在の收益のうちから設けなければならぬという規定を設けることは、 いわく、「現在の判例法のもとでは、會社の定款の規定するところに從つて、過年度における資本の缺損をうめること 法律が會社の將來における資本

問題は、現在のイギリスの會社法のもとでは、收益に對する費用としておこなう餘地のないものであることを述べて

締役にとり、この特別資本を利益の留保によつて調達するか、一時的借金によつて調達するか、または追加貨幣資本 生じた」ことから必然的にでてきた企業のリ・ファイナンス問題であるとしている。 大部分を賄うという問題は、「一般的經濟條件に根本的變化から起つたために産業體へ附加資本をそそぎこむ必要を かくて、de Paula は、固定資産の取換に必要な資金ならびに運轉資金が物價の昂騰のために增大する場合この増 したがつて、それは 「會社 の

の言葉を以つて企業の資本實體維持問題に關する會計と財務との境界についての彼の見解を結論づけている。 して、「それは財務政策の問題であるから、監査人の關係せざる問題である。」というきわめて重要な意見を述べ、次 によつて調達するかを決定することである。」とのべ、さらにこの問題に對して、職業會計士のとるべき立場を明瞭に

|私の見解は、要するに、公表財務表にはありのままの事實をすべて明らかにしなければならぬということである。

金があれば、それも記載しておかなければならぬことを提言する。理想としては、取締役會をして見積をさせること、 資産の『取』換と運轉資本の追加のために必要と見積られる資本增加部分に關しては、これに對して設けられた準備。『トンーxイント ことであろう。この方法が採用されれば、經濟專門家も公表財務表から彼らの必要とするインフォーメー 必要とされた特別資本の總額を表示すること、 それゆえに、減價償却をコスト・ベーシスで計算したのであれば、その事質どうりに記載しなければならない。 かつ、この偶發的なものに對して勘定に設定された總金額を記載する ションを得 固定

して、一九四五年一月のイングランド・ウェールズ勅許會計士協會の Recommendation on Accounting Principles, ることができるであろう。」 これを要するに、一九四八年五月の de Paule の演説は職業監査人の立場から、イギリス會社法の計算規定に足を即

の一そう昂進した環境にあつてもつよく堅持すべきこと、繼續事業の資本實體維持を賄うに必要な資金の引當はすべ IX(Depreciation of Fixed Assets). のうちに示された歴史的原價を基礎とする傳統的利益計算の立場を、 インフレ

て會計外の財務政策の課題とすることを主張したものであることは、彼の演説の中の次の言葉により明らかである。

「この全體問題に對して會計士のとるべき見解がどうあるべきに關しては、一九四五年にわがインスチ 第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展 六九 1 ŀ

が發

2

増大する可能性に對して利益のうちから留保すべき金額は、どんなにしても正確には見積りえない」。」 「會計原則に關する勸告書」の中にのべてある次の見解を思い出していただきたい。 ,固定資産の取換原價の

第5項 書第十二號『物價水準の上昇と會計』」の公表(1九四九年) イングランド・ウエールズ勅許會計士協會の「會計原則に關する勸告

いるのである。 作製するにあたり當協會に屬する職業會計士が助言を求められたときにそのとるべき指針として發表されたものであ nd and Wales: Recommendation on Accounting Principles, XII, Rising Price Levels in Relation to Accounts.)を發表し 準の上昇と會計,と題する「會計原則に關する勸告書」第十二號 (The Institute of Charactared Accountants in Engla つてきた一九四九年一月、イングランド・ウェールズ勅許會計士協會は、その所屬會員に對する聲明として、,物價水 イギリスのインフレーションがいちじるしく昂進し、インフレーション會計に關する論議がようやくやかましくな したがつて、その見解は一九四八年の會社法の計算規定から一步も足を離さぬということが論述の根本をなして この勸告書の前書によると、本勸告は、會社の取締役が株主に提出する會計報告書を會社法の規定にしたがつて その本文の全體は次のとうりである。

Wales より許可せられたことに對し、 本勧告書第十二號全文の拙譯日本語文を發表することを The Institute of Chartered Accountants in England and 同 Institute にあつく謝意を表する。

物價水準の上昇と會計

ずる問題について、會社の年次報告書や、會議の座長の演説や或いは經濟雜誌などを通じて大いに論議されて來ている。原材料 が製品に轉化し販賣され、或いは、固定資産が減耗しもしくは陳腐化するにしたがい、實質的にはその買入に投じた額よりも多 175 物價水準がいちじるしく上昇している時期には企業は資 本 過 少 化におちいる傾向がある。最近數ケ月來、これより生

い金額が舊資産にかわる新資産に投ぜられるはずである。流動資本の必要額も同様に増大する。 或る事業では物價水準上昇の直接的影響が他の事業の場合よりも一そうはつきりとしている。在庫品の廻轉がはやい事業

も一そう急速にその影響を感ずる。しかし、物價の上昇がつづくかぎり資本過少化ということはほとんどあらゆる事業において はその影響をすみやかに感ずる。工場設備をすみやかに取換える必要のあるところでは、取換が長い先の問題であるところより

ということにおおむねかかつている。これは、外部資本を吸收するか、乃至は、分配可能なる資金を事業に留保するか、或いは 以前取りあつかつた商品やサービスの物的數量に匹敵するだけの事業能力を維持することは、この資本過少化を訂正する

早晩感ずるであろう。

めを引おこすかもしれない。しかし、企業内部での資金留保をもつて之にかえるやり方もまた困難がある。 なる。この方法をとることは、今次大戦前の不況時代に一部會社において經驗したように、後にいたり資本構成の痛烈な切りつ また、これら兩者を併用するか、そのいずれかによつてなし遂げうる。 外部資本の吸收は、 出資者からその持分に比例した拂込を受けるか、優先資本を導入するかの手段をかならずとることに

く制限する程度におよんでいる。資却した製品の原初貨幣原價と販賣によつて實現した價額との差は課稅計算の範圍に入る。ま シリングの割で所得稅(Income-tax)を課されるだけでなく、さらに、法人の場合にあつては利益稅(Profit tax)を課せら 固定資産についての課税上の控除は原初貨幣コストに等しい金額をその限度としている。利益(Profits)は1ポンドにつき

英 図における課税の基準ならびにその規模は、利益の内部留保を以つて事業の資本過少化をうめあわせることを著し

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

賄うのに利用できる金額がこのようにしてきえてゆくのである。 れ、個人およびパートナーシップの場合にあつては附加税を課せられる。そうでなければ營業内にとゞまつて取換原價の增大を

當を設けるのに必要な資金の增大部分を賄うべき金額を收益に對應する費用として計上することにより初めてこれを正しく表示 取換に必要な資金の增大部分を賄い、第二に、事業繼續上使用した固定資産につきその取換費用の見込上昇額に對する適當な引 し得る、という主張をもつのである。 意見が分れている。ある事業家は後者の考え方をとり、したがつて、利益は、第一に、消費もしくは販賣した手持品につきその 味が、⑷資本主の據出貨幣額ならびに內部留保利益を指すのか、b)一定量の商品または設備を購入する力を指すのか、に關して 般に認められた會計原則であるが、彼らはこの原則に挑戰するのではない。しかし、期間利益確定という目的からみた資本の意 の期の通常の營業において生ずる事業の資本の損耗を補塡する金額を控除することによつて期間利益を確定する、というのが一 やつてきた利益計算方法が合理的であるかどうかを問題にするようになつてきた。收益に費用を對應せしむるやり方を通してそ 物價水準の上昇と稅金の重い負擔がかさなりあう結果として、多數の事業家とその助言者たちはこれまで商工業が一般に

寶力の點でそれだけ減少しているのを無視しているかぎり、それは不合理であるといわねばならない、と。またいわく、新しい 行によつて得た貨幣の購費力を維持するコストを必要なチャージとして取扱うことは、この資本の保持者に對する債務が貨幣購 實務と矛盾している。從來の見解を支持する人々は指摘していう。變更贊成論者の方法を論理的に取あげるとすれば、 の他の流動資産の貨幣購賣力の減少に備える引當をしなければならないであろう。しかるに、固定優先資本ないし借入資本の發 上手持品および固定資産に關して新しい基礎の上に收益・費用の對應をおこなう必要があるだけでなく、事業に使用する現金そ 史的原價)の一定割合をあらわす減價償却引當金とを收益に對する費用として取扱うのであるが、右の主張はかかる一般の會計 今日までの一般の愈計實務では、消費または販賣した手持品の實際貨幣コストと固定資産の帳簿價額(通常固定資産の歷

考え方を採用すると、優先株主は資本としての便益をすこしも獲得することなしに配當を剝奪されてしまうかもしれない、 考えを採る場合には、收益に對應する費用の金額を實際に算定する上に困難があるために堅實にして客觀的なる會計の基礎を破 だ考案していない、と。またいわく、固定資産に關しては製造方法の進步というものがあるから、損耗もしくは陳腐化する工場 傳統論者はさらに指摘していわく、變更論者は消費もしくは販賣した製品に關してその理論を一般に應用し得る滿足な方法をま はつねに舊態のものと取換られるものではない、と。さらに、彼らはこの變更の提案には理論上誤りがあるだけでなく、新しい

壊するものだ、と强調する。

備金の計算がより小額の投資金額にもとづいて行われたという事實はこれを無視し、資産の全命數を基礎とする總 取 換 原 價のうちの一ケ年分を年々設定するだけにとどめるか、どうかに關しては意見の一致がない。物價が思いきり下るということが する場合に支拂うべき金額)からすでに計上した償却引當金を控除したものを殘餘有效命數にわたつて割當るか、(6)過年度の準 ればよいと。その場合將來の年度償却費の計算については、⑷各資産の總 取 換 原 價(すなわち新しい同種資産を現在取得 産については、その帳簿價額(一般にその償却後の歴史的原價)を現在の見積取換價額(同程度の償却をおこなつた同種の資産 方法をとることは、 ない場合には、後者の方法をとると、絡局の取換日までに必要とする資金の引當を確保し得ないであろう。だが、他方ではこの をもつて現在取換える場合に支拂うべき價額)まで引きあげ、爾後の減價償却はこの引あげ價額にもとづいて計算することにす ある者は提案していう。課稅は現在の法律の下で避け得られないものであるから、これからくる影響を別として、 新しい基礎の上に各年の收益に公正な費用を對應せしめるものとみなし得るかもしれない。必要な基金を引

だ安定するまでに至らないことからおこる困難や、過年度の敷字との比較ができないこと、および、多くの場合において滿足な 減價償却問題を別としても、固定資産の價額引上げそれ自體に實際的な困難がある。 なかんづく、物價が新しい水準に未

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

當るためには利益もしくはその他のもので補充するということが必要となるであろう。

再評價を遂行するのに要する資料が缺落しがちである等の問題がある。

賄うために引當てた他の金額の場合と同樣に、課稅上非控除性費目として取扱われるであろう。 がこれを奬勵したところがある。 英一國 ではこういう便宜はなく、減價償却に引當てた臨時特別の金額は、取換原價の增大を ョーロッパの一部の國では、物價指數を用いて再評價をおこない追加的に課稅控除をおこなうというやり方を通して政府

の影響が課税の基準および規模の影響とからみあつたときは、 問題を解決すべき方向に關しては、兩國のいずれにも一般に認められた結論は出ていない。しかしながら、英國では、 れらの影響を緩和する力をもつているのである。 やり方を變更するというだけでは解決し得ないことは明らかである。議會のみが稅法の變革という手段を用いることによつてこ 以上にのべた問題は 英 『英一國 およびアメリカで事業家およびその助言者の間に多くの議論をよんだ題目になつてきている。『シー・ブラナン 利潤が充分であればいざ知らず、そうでないかぎり、 物價上昇

上される費用として取扱われずに利益の處分として取扱われる點にある。 額を留保しているところもある。このような計造が財務上におよぼす影響というものは、 資産の取換に要すべき資金を當該資産の有效使用期間にわたつて割當で準備するという計畫をたて、この計畫にもとづき一定の 見ているのである。或る會社の重役會は、この問題の重要であることを株主たちに强調することが大切だという考え方のもとに、 いきつた變革を意闘するやり方が影響するところと等しいものがある。重要なちがいは、 な追加金額を設けている。この目的で利益を留保することは配當可能金額を愼重にきめる場合の重要な要請であると重役たちは 大多數の事業は、今まで通りの利益計算のやり方を維持しており、そうした利益の中から取換原價の增大に應じうるよう 設置された特別金額が利益確定前に計 前に述べたような、 利益計算基準の思

とは實際にはできない。減價償却費の補充という方法によるか、或いは、減價償却にかえて見積取換原價にもとづき更 新 引 將來資産の取換の場合に支拂う價額をあらかじめ定めることは困難であるから、 必要な追加準備金をはつきり豫見するこ

「當」金 を設定するか、いずれにしても、質際に取換えるのに必要な金額を一定の年度にわたつて割當で設けるという計畫につ うに思う。のみならず、歴史的原價と取換原價との隔りがあまり大きすぎると、こういう方法でその隔りをうめることができな いて、もし、これを修正する必要がありとすれば、その理由はこのような追加準備金額の豫見が困難だという事實だけであるよ

くなることもあろう。

對し利益のうちからどれだけの金額を設けるかは財務上の慎重性の問題であり、正確には見積り得ない。これは準備金の性質を をふくむ商品の歴史的原價との差額であるとのべた。右勸告書は會計目的上商 品 棚 卸 高の評價基準は通常歴史的原價(また 當協會がとり上げた(一九四八年五月出版の當協會の小冊子第9號「一九四七年會社法について」をみよ)。 かかる勧告は法律顧問より法律上の立場から質質的に裏書せられた。これら法律上の意見は、會社法の意味解釋につき、 有するものであつて、會計報告書に準備金として計上しなければならない。」とのべた。取換原價に對しておこなつ た當協會の な見解をのべ、減價償却引當金は原價に基礎をおくべきことを强調し、また、その第5項において「取換原價の增大の可能性に は勸告書に規定したごとく時價が低いときは時價)たるべしと勸告した。勸告書第九號では、當會議は、固定資產に關して同樣 かげた勸告を再檢討した。勸告書第十號では、營業損益 (Profit or loss on trading) とは商品の賣上額と販賣費および發送費 當會議は、前述の諸項でのべた問題を綿密に檢討し、かつ、一九四五年に發表した當會議の勸告書第九號及び第十號にか かつて

準の取引量を維持する能力を非常にそこなうということ、そしてこの能力を維持する目的でその財政の根源を强化する手段をと どうしてもたりないということである。物價の上昇が現在の課稅基準およびその範圍とからみあう場合は、商工業がその戰前水 盆に賦課することによつて事業が累積することのできる資金は、むかし低い物價水準のとき買つた商品や資産の取換費を賄うに 特に注意を喚起しておきたいのは、物價水準の上昇がつづく場合には、賣つた商品または消費した資産の歴史的原價を收

當會議はすでに述べた意見を現在なんら修正すべき必要をみないが、以下にかかげる勸告の中でこの意見を補足する。

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

る必要があることを認識することも必要である。

らであるかもしれない。記憶すべきことは、極端に利益留保をおこなうことは配當のきびしい切下げ、あるいは、時にはその停 考えることは、多くの場合に、財政上の愼重という見地から配當可能なりとみなしうる利益の額をきめる上に最も重要なことが 利益のうちから留保し蓄積しようと希望することと、このa・b二つのいずれが效果があるかを考えることである。この二點を 本を募集することが必要となつた場合、會社の能力に依存することと、(6)取換原價の增大を賄う目的で實行可能性のある金額を 止、さらには將來の株主の利益のために優先株主をふくむ現在の株主に不當な負擔を課することになるかも知れないということ れるようにすることである。第一に、物價水準上昇の影響を考えることであり、第二には、⑷取換原價の增大を賄うために新資 それゆえに、最も重要なことは、取締役が會社のおかれている環境に關連して次の二つの點を考慮すに際して助言を得ら

致して定める場合には、報告は事實を示すはずである。 重役の考慮すべき問題である。利益のうちから控除する額を、資産の使用期間にわたる割當の方法で必要資金を設ける計畫に 株主に對し會社の財政におよぼす物價水準上昇の影響ならびにこれに對處するための手段に關して報告するかどうかは、

勸

192 以下の勸告は會計原則に關する勸告書第九號及び第十號を補足して現在作つたものである。 ①上昇したコストによる取換を(固定資産、流動資産のいずれたるを問わず)賄うために設ける金額は、 決定以前に作るべき引當金として取扱つてはならない。それは準備金への振替として取扱うべきである。 : 振替を損益計算書に年度殘髙算出上の差引項目として示す場合には、この年度殘髙に適當な說明を附さなければならぬ。

當該年度の利益 かかる準備金

193 ②慎重の問題として、右の設定金額は、當分の間配當に用い得ないものと取締役がみなすことを强調するために、資産の

194 ③貸借對照表目的のために固定資産を一般に見積取換原價に基礎をおいて價額引上げをおこなつてはならぬ。特に物價水 取換原價の增大に對する特別資本準備金としてこれを取扱うことを原則とすべきである。

準安定のきめてのない場合においてそうである。

(一九四九年一月一四日)

揚は、 昇から生ずる經營維持の困難にどう對處するかという問題に關して監査人が助言をあたえる場合の指針である、 方法を變更するだけでは解決しない、として突きはなしたものであつた。 第三に、當然のことながら、 ーするかについてはこれを財務政策の問題として處理すること、という二點を出發點としたのであつた。 ること、第二に、物價上昇期における歴史的原價による費用計算が資本實體の維持を保障しない點を如何にしてカバ う點にあるのである。 右の勸告書第十二號の內容の敍述については解釋上疑義の生ずる餘地のないまでに明白である。 會社の取締役が現實に株主へ提供する年次會計報告書を會社法の規定にもとづいて作成する場合に、 したがつて、第一に、報告書に記載する利益は歴史的原價による損益計算の方法を以て算出す 課税の重壓という問題を解決することは稅法變更という政治上の問題に屬し、單に會計 勸告書の根本的立 物價の上 ع ۱۷

た その見解が、前年一九四八年五月にイギリス會計士界の長老 F. における見解と全面的に同じであることはいうまでもない。 Ħ ĸ de Paula のおこなつた演説(第4項にのべ

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

ける計畫に一致して定める場合には、報告は事實を示すはずである。」(。點、點片野附記)。この一節は歷史的原 物價水準變動の幅と質によつて、第二には、 は よる會計の構造の中に胎動しはじめたインフレー か - 株主に對し會社 みとめられる。 は重役の考慮すべき問題である。 ح あるが、 會計の測定領域の合理化への胎動と(、點を附した箇所) この胎動が次第に成長してついに一人前の會計體系をととのえるようになるかどうかは、 て、ただ一つ注目すべき點は、文中の最後の「勸告」の直前にのべた次 利益のうちから控除する額を資産の使用期間にわたる割當の方法で必要資金を設 經濟の成長が要請する會計職能の發展に懸つているのである。 ション會計合理化の息吹きである。 報告領域の合理化への胎動 そこには、 の一節で (0 點を附した箇所) きわめて素朴な形で あ ź٥ 第 一には どう ・わく 價 ع に

消極的 Levels: Recent British Views, The Journal of Accountancy, June 1954. 刮目して待つていた稅制改革案に關するタッカー報告が發表されたが、 に對して現實に課される高額稅金の壓迫になやむ企業にとつては、 關しまつたく傍觀者であつた勸告書第十二號は、 (と同じであつたところから、 それにしても、 に支持するものと映じたのかも知れない。 次に引いたのは勸告書第十二號をきびしく非難した聲である (Davis Solomons: Accounting for Changing Price 勸告書第十二號は當時のイギリス産業界に一般に失望をあたえたごとくである。 産業界からこれに對する激しい不滿を世に訴えた多くの聲明が現われた(第6項に詳述 勸告書第十二號が發表されてから二年餘一九五一年四月、 むしろ、 課稅所得を歷史的原價によつて測定する現行稅務慣行 企業の資本維持の要請と所得課稅との矛 Ģ その結論とするところが勸告書第十二號の結 703. に引用された The Financial Times 名目上の高 產業界 盾 **『額利益** (の解) 誌 が 決 を

とになる。貴下は十二箇の椰子の實で事業を始め十二粒の落花生豆で事業を終る。しかもなお、貴下は監査人から 「イギリス産業の血液は、勅許會計士協會のコンヴェンションが傷つかずに残つているかぎり、涸れてしまうこ

第6項 「營業利益の課税に關するタッカー報告」の公表とその反響 (一九五一年) オール・ライトという監査證明をもらうことであろう。」

Ι 税制改革におけるタッカー委員會の役割

企業の財務にそうとう深刻な影響をおよぼすべき事態になつてきていた。その影響が最も痛切に感じられたのは、過 九四九年のイギリスの年次平均物價指敷は、戰前一九三八年を基準にして三〇四に達し、インフレ物價の上昇が

去において第一次大戰後のヨーロッパのインフレーションで大陸諸國の企業が經驗したのと同じく、名目所得に對す

る課稅の重壓という面であつた。

カー委員會(The Millard Tucker Committee)が設置された。 あたかも、この時、一九四九年六月イギリス大藏大臣の命令により同大藏省内に次の目的をもつてミラード

タッ

- (1) 所得稅(Income Tax)に關連して純「營「業」利「益の計算方法を研究し、かつ、課稅の基礎となる期間の問
- (2) 利益稅(Profit Tax)に關連して純、利、益の計算方法を研究すること。

題を研究すること。

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

- (3) 税法につき改正を必要とする事項を報告すること。
- jesty's Stationary Office: Report of the Committee on the Taxation of Trading Profits. Cmd. 8189) ☆同年四

この委員會は、第一囘の報告書として一九五一年二月二十日附「營業利益の課稅に關する委員會報告書」(His Ma-

- 月六日に公表した。通稱、タッカー報告(Tucker Report)といわれているのがこれである。(単)
- Taxation Treatment of Provisions for Retirement, 1954) として公表されている。 第二囘タッカー報告は一九五四年に「退職金の課稅に關する委員會報告書」(The Tucker Committee's Report on the

注目の的となつていた。 もとにあつて、はたしてタッカー報告が現行の所得稅制度に對するいかなる改革を勸告するであろうかは、産業界の したその年一九四九年の年次平均物價三〇四に對し五五パーセントという大幅の上昇を示している。こうした事態の タッカー報告が公表された一九五一年四月の物價は四七三(戰争勃發前年一九三八年基準)を示し、この委員會が發足

レリ 第一囘タッカー報告の課稅制度改革に關する勸告は、結局イギリス大藏省の採用するところとはならなかつた。し ション會計のピークをなすものであるから、次に、この經緯について詳細に記述しておこう。 今日(一九五七年八月)からみれば、この一九五一年のタッカー報告の公表は第二次大戰後のイギリス・インフ

II インフレーション下の企業所得の本質に關するタッカー委員會の見解

タッカー委員會は利益税および所得稅の課稅制度の改革に關する調査研究を進めるにあたり、五十四の有力經濟團

原價によつて算出されるので、囘收された金額はほとんどの場合現在の取換原價の一小部分にしか當らず、それは不 述書や證言のうちには、 および九十四の有力な會社・個人の陳述書を受けたほか、たびたび公聽會をひらいて證言に接したが、これらの陳 なかんづく、現行の課税所得の算定上資本の囘收として控除される費目がことごとく歴史的

體

適當であるから歴史的原價にかわる適切な計算法を採り入れることが望ましい、とする意見が非常に多かつた。

評價の二つに分けて、稅制上のその取扱に關し前揭報告書の中に三十九項(第九四項~第一三二項)にわたる長文の意 委員會はこれらの尨大な陳述書と證言の內容を勢力的に檢討した結果、問題を固定資産の減價償却控除と棚却資産

に表示すると、「當委員會の見解によれば、この問題は、 この問題に對するタカッー委員會の考え方の根本をなしているところを委員會自身の述べた言葉を以つて最も端的 利益計算が適正かどうかということではなく、むしろ一般經

濟政策の課題に屬するものである。」(同報告第一二三項のうち)というのである。

資本維持との關係につき貨幣價値の變動を所得計算の要素にとり入れる考え方に反對して次のように述べている。 カ ï 報告は、 當委員會は利益算定の方法として貨幣價值の變動を計算にとり入れなければならぬとする見解には同 この根本的見地に出發して、まず最初に一般論としてインフレーション下の企業の所得計算とそ

はつよく主張してはい るから、 し得ない。この見解が大多數の會計實務上の意見により一般に認められているものでないことは確かである。 イングランド・ウェールズ勅許會計士協會の如きは、この問題に關し産業に對する救濟策を講ずべきこと るが、 高い コ ストで取換 (固定資産棚却資産のいずれについても)を賄うために設けるべ であ

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

あることを明らかにしているのである。假に當委員會が少敷者の見解に共鳴するところがあつたとしても、大多敷 き資金は利益算定上の控除費目として扱うべきものでなく、利益處分による準備金振替として取り扱うべきもので

論を課税變更の基準として推す責任を負う意圖はない。しかし、 の會計職業家が一般に認めておらず、會社がその出資者に交付する會計報告書に一般に用いていない利益算定の理 權威の壓力を全然受けることなく、當委員會自身

の見解としては、これまでの世間周知の價値尺度を離れて抽象的觀念をとろうとするような理論を採用することに

はつよく反對する。(同報告・第九八項の全文)

III インフレーション下の企業の資本實體維持の要請と課稅制度との調整に關するタッカー委員會の提案

に關し、當該企業が現實のイギリスの國民經濟の發展上にしめる重要性の程度に卽してその資本實體の、取一換・アレースとよ 次いで、この問題を處理する具體的な方策は、從來の歷史的原價による所得計算方法で算出した個々の企業の利益 に要

する利 益 控 除の妥當性を檢討することであるとして、次のように述べている。

部を振りむけなければならぬという點からみて、課稅上企業利益 第99項 從つて當委員會が考察すべき問題は、 企業が工場・機械・在庫品の取換コストの上昇を賄うには利益の (貨幣價値の變動に對應して調整することなく、

傳統的な方法で算定したもの) の控除をなすことが、國民經濟的な利益または能力という見地から必要かどうかと

いう點にあるという結論に達したのである。」(同報告第九九項の全文)

委員會は多數の陳述書ならびに證言を通して委員會に提出された諸對策を右のような觀點からその妥當性をつぶさ

その案が、

に檢討した。その場合、當該對策案が妥當かどうかをきめる基準として、委員會は、

(4)あらゆる納稅者を通じて課稅上公正をかくことにならないかどうか。

という二點を以てした。委員會はこの基準に立つて委員會に提出された對策案の主要なものとして次の五つをえらび b 實行可能性があるかどうか。

1 課税上固定資産の統一再評價を實施しこれによつて減價償却控除額を引上げる方法 これを綿密に檢討した。

各個固定資産の取換に關する準備金を無稅で設定する方法

3 基準棚卸資産の取換引當金を無税で設定する方法 2

5

課税上認める初年度特別償却の率を引上げる方法

配當しない利益に對する課税を免除もしくは低減する方法

4

これらの案を綿密に檢討した結果、委員會の到達した結論として、 1~4の諸方法はいずれも課税の公正と實行可

の制度を改善して彈力あるものにするという案が最も良い策であることを次のように述べている。 能性という點で大きな缺陷を有するがゆえに推奬しがたいものであり、 5の現行の固定的イニシアル・ アロ ウアンス

本問題の全般に對し當委員會の到達した一般的結論を要約すると次のようになる。

(a) 企業利益すなわち通常の會計原則によつて算出した企業利益の一部分への課稅を免除すべしということを提案し 提出された方法は統一再評價の方法にしても、 取換準備金設定の方法にしても、 すべて、本質的には、

眞實の

第二次世界大戦後のイギリス・インフレー

ション會計の發展

ているものにほかならない。

- (b) みに限られることになる。從つて右の救濟措置はこれらの企業についてのみ優先的取扱をあたえることになる。 事實上、 この課税救濟が及ぶのは一さいの企業ではなく固定資産もしくは棚卸資産の取換を必要とする企業の
- (c) 優先的取扱をうけ得ることになる。 かかる優先的救濟をうける資格のある企業にとつては、當該企業の國民經濟上の價値如何にかかわらず、この
- (d) なんらの救濟も助力もあたえない。 統一再評價の方法にしても、取換準備金設定の方法にしても、新設企業もしくは現存企業の擴張に關しては、
- (e) かかる對策方法はすべて、內國收入局ならびに納稅者にとり、異常な事務負擔となる。
- (f) 右にいうタッカー委員會の提案した「彈力的初年度控除」の制度というのは次のような内容のものである。 當委員會の提案する彈力的 初年 度 控除 制 度こそ委員會の列擧したような障害のない唯一の方法である。

第124項のうち

依つて當委員會は次のように勸告する。

初年度 控除 率の最低限度を定めること。

る當局者は、 の適用を受けることを要求し得るものとすること。 當該設備・機械の價格水準を考慮に入れるのみならず、當該產業が國民經濟上に占める重要性をも考 かかる特別初年度控除率を適用すべきや否やを決定する任務あ

特定の産業部門を代表する協會はこの最低限度を超える初年度控除率

慮に入れ得るものとする。

企業の所得に對する課稅問題を如何に處理すべきかについてとつた基本的な考え方とその結論であつた。 以上が今次イギリス・インフレーションの高潮時に公表されたタッカー報告が、 インフレー ションの現實に即して

IV 資本維持策に關してタッカー委員會に提出された各種提案に對する同委員會の批判的見解

からば、 タッカー委員會は、 かかる結論に到達する過程において、多數の有力な團體および個人の陳述書や證言

ŋ を通じて提出されたインフレーション下の企業資本維持と課税問題に對する處理方策のそれぞれをどのように受けと 如何なる檢討を加えたか。次に、 タッカー報告の記述を通してこの點を明らかにしてみよう。

取換準備金に對する免稅ないし留保利益に對する減稅をおこなう案。

陳述書および證言を通じて委員會に提出された多くの對策案を三つに大別し、

(1)

固定資産の統

タ

ッカー

報告は、

- 再評價により減價償却費を引上げる案。②
- (1) (3) 初年度特別控除率を引上げる案、とし、その各々について詳しい檢討を加えている。 統一再評價の提案に對するタッカー委員會の見解
- 第二次大戰後の世界的インフレーションに際し、企業の資本維持計算合理化を實施する手段として産業界に對し固

定資産の統一再評價をおこなつた實例は、ごく近く一九四五年以降フランスおよびベルギーにおいてみられた。 がつて、今次イギリス・インフレーションにおいて企業所得への課稅の救濟手段として統一再評價の方式がつよく人 した

タ カー委員會に提出された統一再評價の案には、 その方法から區別した種類として、回 九四〇年前に購入し

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

人の意識にのぼつたのはしごく當然のことであつた。

八五

ぬが、「これらのインフォー なわち、 のうち)としている。第三の反對理由として、統一再評價案は實施上技術的困難があるということをあげている。 く遇する不公正な取扱をすることになるということが、當委員會の見解上決定的に反對する點 である。」(第一〇五項 ち)と述べ、「統一再評價による課稅救濟は、そのあたえる結果において不平等であり、それに値すること少き側を厚 産増强の手段として近代化への要請があらゆる方面で强調されている時代に、この要請に應える力の少ない、ないし 納稅者に優先した取扱をうける權利があるとする見解を承けいれるわけにはい かない。」(第一〇四項のうち)。 再評價案にはこの要請と根本的に相容れぬものがあるとするのである。いわく、「當委員會は現存する企業の所有者 とするのであつた。さらに、 確な抽象的な計算單位で遂行する結果になる理論は、課稅救濟の理由づけとしては充分でない。」(第一〇三項のうち) の帳簿價額を現在價値に修正するという統一再評價案の根本的考え方に對し、「課稅所得の計算をポンド以外の不明 た資産の原價を二倍にする方法的 「公平にいつて、 (第一〇二項)、これらを一括して委員會が統一再評價の案に反對した第一の理由は、 意慾のとぼしい人々に對してのみ課稅救濟をあたえるようなやり方は、 辯護し得ない であ ろう」(第一〇五項のう 再評價を實施するには、 その資産の取換えに備えて貯えをなしている者が、これから新しく事業を始めるために貯えをなしつつある いままでに近代化をおこなつた企業主は、これをおこなわなかつた企業主よりも多いであろう。 メンションを帳簿記錄から作ることができる企業もいくらかはあろうが、大部分はそう 第二の反對理由としては、 各個設備資産につき、①買入原價②買入日③追加的資本支出を確知しなければなら 現有資産の取得原價に買入年次を基準とする物價指數をかける方法等があつたが タッカー委員會の最も重要視する課税公正の原則からみて、 戦前の貨幣價値による固 定資產 す.

はいかないのが實情である。」(第一〇六項のうち)とのべている。第四の反對理由としては、 る場合には、これについて再評價をおこなう結果となるから、 ブソリート した設備機械でも、經營上のやむを得ざる事由のためになおスクラツプとして處理されずに殘置され かゝる設備の所有者に對しまつたく不適當な課稅上の 統一再評價は、すでにオ てい

利益をあたえることになるというのである(第一〇九項)。 以上の四點が統一再評價案に對するタツカー委員會の反對する重な理由である。

② 取換控除をゆるす提案に對するタッカー委員會の見解

統一 再評價の方法とは別に、資産を實際に取換えることを條件として控除をゆるすという提案は、 大別して、

(a) ときは非課税取扱を取消すべしとする提案 將來の取換に備えて設けた準備金を非課稅項目として取扱い、もし一定の時までに實際に取換えをおこなわぬ

事業および今後新しく擴張をおこなわんとする事業にはこの便益をあたえない、という不公正を招來するというので 濟をあたえる上に不公正を來たさないためには、 な問題がある。固定資産取換には、多かれ少なかれ技術の進歩にともなう改良的要素が入りこむものであり、 ある(第一一二項)。第二に、 る場合と同じく、これまで取換ないし擴張をおこなつていない事業に控除の便益をあたえ、すでに擴張をおこなつた があつたが (b) 實際に資産を取換えた場合にのみ取換支出中原初取得原價を超える部分を非課稅控除項目とすべしとする提案 (第一一項)、これに對するタツカー委員會の批判は、第一に、このやり方は、 取換控除案には、何をもつて取換の事實を確認すべきかという點に實踐上きわめて困難 この取換に內在する改良的要素を無視することができない。 統一再評價の提案に對す そうで

九七

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーショ

ン會計の發展

置くこともまたこれを否認する理由は乏しくなる。 あるかぎり、 技術の進步や世 蕳 の嗜好の變遷にともない、 取換という名のもとに舊資産を廢棄してまるで別の資産を

要するに、 委員會の意見は取換控除の方法は課稅の公正という立場から認めがたいとするのである。(一二項~一

③ 初年度特別控除率引上の提案に對するタッカー委員會の見解

一四項

措置たる點にあることを强調している。そして、 (第一一八項)として、この制度の目的が企業に對するインフレーション下の設備資本維持をはかるための であつた。 産業設備の近代化に要する資金の獲得を助成する課稅特別措置という財政上の政策的見地を基盤にして登場したもの 的上インフレー ろである。 イギリス課税制度の上にイニシアル・アロウアンスが登場してきた事情については、すでに第3項に追究したとこ アロウアンスなるものを許容すべき財政上の正當性は、まつたく認められないものだという事態から出發する。 ところが、この點に關しタツカー委員會は、「當委員會は、 はじめ、 ショ 一九四五年にイニシアル・ ン下の企業所得を正確に測定するやり方であるという意識を特に裏付けにしていたものではなく、 アロ 委員會は、 ウアンスがイギリス税制に導入された當時は、 イニシアル・ 物價が依然安定していたとしたら、 アロウアンスの企業設備資本維持機能と物 この方法が課税目 財務的救濟 イニシア

最初一九三九年に耐用年數一〇年、 原價一〇〇ポンドの機械を購入し、 毎年一〇パー 乜 ントの減價償却を計上し、 價の上昇度とアロウアンス・レートとの關係を計算例を示して次のように論じている。

九四九年に二〇〇ポンドを拂つて同種同型の第二の機械とこれを取換えたとする。 第二の機械の取換費用二〇〇ポ

ウアンス四○パーセントによつて賄われ(¥200×40%)、さらに、二○ポンドが第二の機械の最初年度の普通償却控 ンドのうち│○○ポンドは第一の機械に對する普通償却控除で賄われ、さらに八○ポンドが現行のイニシアル・アロ

除一〇パーセントによつて賄われる。

る。したがつて、この假設例から出てくる結論として、タツカー報告は次のように述べている。 この例では普通償却控除率を一〇パーセントと假定したが、イギリス税制上機械の最低控除率は五パーセントであ

機械の取換をしても、實際の普通償却控除率が一○パーセントを下らないとすれば、基本普通償却控除率は五パーセ 「少なくとも四○パーセントのイニシアル・アロウアンスの制度のもとで物價が一○○パーセント上昇した揚合に

すれば、イニシアル・アロウアンスを六○パーセントに引上げることによつて、取換資金を課稅對象から救濟するこ さらに、第二の機械を滿期除却して第三の機械と取換える場合に物價が當初の三〇〇パーセントに上昇していると ントであるから、取換に要した増加金額の九〇パーセント以上が課稅對象から救われる。」(一一九項のうち)

右の主張をタッカー報告の中にかかげてある計算例を引いて裏付けると次の通りである(一二一項)。

機械第一號の原價………一〇〇ポンド

とができるとしている。

この機械に對する普通償却控除合計一〇〇ポンドが課税對象から控除される。

機械第二號の原價 ………二〇〇ポンド

機械第二號の取換費用は次のものによつて賄われる。

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

①機械第一號の普通償却控除一〇〇ポンド

②機械第二號のイニシアル・アロウアンス(二○○ポンドの四○パーセント)八○ポンド

③機械第二號の第一年普通償却控除(二〇〇ポンドの一〇パーセント)二〇ポンド

機械第二號の第二年度以降除却までの償却總計は右の②③を控除した殘商五〇パーセントになる。

機械第三號の原價………三〇〇ポンド

②機械第三號のイニシアル・アロウアンス(三○○ボンドの六○パーセント)一八○ボンド ①機械第二號の第二年度以降除却時までの償却控除(二〇〇ポンドの五〇パーセント)一〇〇ポンド

③機械第三號の第一年度普通償却控除(三〇〇ポンドの一〇パーセント)三〇ポンド

ス引上げ方式による企業の資本維持助成政策を具體化する行き方として次の二つがあることをあげている。 タツカー委員會は右のような計算例の分析をおこなつた後、物價の繼續的上昇期におけるイニシアル・アロウアン

その一つは、從來の單一イニシアル・アロウアンス・レートを四〇パーセントから適當な高さに引上げること。

そ

の場合適當な高さ如何を具體的に決定するには價格水準の統計的調査によつてこれをなすべきであるとしている。

もう一つは、産業の種類如何によりそれぞれ異るイニシアル・アロウアンス・レートを差別的に定めることである

とする。

タツカー委員會は後者の方法をつよく支持し、「あらゆる種類の設備および機械に同一のイニシアル・アロ ウアン

ス・レートを適用するのは、あらゆる種類の設備および機械に同一減價償却率を適用するのと同様に、理由なきもの

の國民經濟における重要性を充分に考慮に入れた各個産業別レートを設定すべきことを主張している(一二三項)。 めに責任ある權威四體を設け、そこにおいて單に物價水準の上昇のみをレート決定の要素とするのでなく、當該產業 である。」(一二二項のうち)と解するとともに、後者の方法を有效に實施する手段として、適切なレートを決定するた 前にかかげたカツカー委員會の彈力的初年度控除制度の提案は右のような論述にもとづくその結論として報告され

v カー報告公表直後におけるイギリス産業界の資本維持に關する輿論

たものである。

然にイギリス産業界に相當な反響をよびおこさないではおかなかつた。 右のような内容をもつ第一次タツカー報告が公表されたのは一九五一年四月六日であるが、 この報告書の公表は當

持に對する過重稅金の壓迫についての痛烈な非難であつた。 次に引いた三つの聲明は、イギリス産業界の指導的立場にある團體もしくは個人によつて表明された企業の資本維

のペレンス® (The Sixth International Gongress on Accounting, 1952: Fluctuating Price Levels in Relation to Acco-委員會 イギリス銀行家協會(The British Bankers' Association)は一九五一年七月附の覺書を「王立利益稅及び所得稅 (The Royal Commission on the Taxation of Profits and Income)」に提出したが、その中で次のように

「財政逼迫の增大を説明するには、

特に税金からくる影響を他の要因のそれと區別して説明することは不可能である。

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

現行租稅制度上固定資産の減價償却控除を原始原價によつて計算し、かつ、上昇した價格で取換えなければならぬ棚卸資産の單 營 業 から發生した收入以上のものではあり得ないこと、いいかえれば、固定資産損耗に對する手當をなし、かつ、その期の****** する課税であるはずがないことは自明のことである。經濟專門家にとつては――會計專門家については、必ずしもそのすべてに 生産物に入つている流動資本を取換えなければならぬこと――この兩者は繼續企業においてかならず維持されなければならぬも とつてではないが――眞實の期間利益はその期の利益の稼得に用いた物的資本の取換に對する引當をなした後に殘るその年度の ている利益稅 (Profit-Tax) と所得稅 (Income-Tax) は、いずれも所得に對する課稅であることを意圖しているもので資本に對 なるインフレ的價格騰貴を反映するにすぎない利益(Profit)に課稅することは疑もなくその重大な要因である。會社に課され

はできなくなる。 があるので、問題なく可能である。まことに、或る點を超えると、インフレーションに直面して普通の會計原則を固執すること なく問題はとうに表面化して處理されたであろう。」 經營上實行できる救濟方法を見つけることは、委員會の指摘するとおり、フランスおよびベルギーでこの問題を處理したこと この國が經驗したインフレーションが、もしこれまでの實際よりもう少し急速のものであつたとしたら、疑も

のである――は、これまた自ら明かである。

ものであることを强調し、この立場からインフレ課稅の問題の在り所を指示し、その改革措置として、フランスやベ . ギーで第二次大戰後質施した資產再評價の經驗を討究すべきことを示俊している。 所得稅賦課の考え方として、繼續企業の期間所得は經營の實體資本の維持の基礎の上に測定さるべき

ぼした影響」(The Effects of Inflation on Industrial Capital Resources)と題するパンフレツトを出したが、そ 英國工業連盟(The Federation of British Industries) は一九五一年に「インフレーションが産業資本源泉に及

ル

Relation to Accounts. p. 38~39) の中で次のように述べている。(The Sixth International Congress on Accounting, 1952: Fluctuating Price Levels in

1 髙率課稅の兩者の壓迫のために食いつくされる危機に面しているということがいわれている。ところが、一方では産業は超過 産業家の間にしばしば聞かれる議論として、産業資本の源泉は極度に逼迫しているというだけでなく、インフレーションと

利潤を擧げていると書いた記事についてたびたび不滿の聲を聞くのである。

- 2 の引當を設けた後に殘る殘高のみが「利益」として課稅や配當に使用できるものとみなしうるのである。 いう意味で資本を無疵に維持することは、經營者の最も重要な責任の一つである。この責任をはたすためには資本維持のため るために、自己の元本のうちから引當をすることができなければ事實上資本を喰つていることになる。企業の生産力の維持と 資本の蠶食ということと利益の適正ということとは明らかに相互に關連がある。けだし、産業がその生産力を無疵に維持す
- 八年以來固定資産・棚卸資産および帳簿債權をふくめた一定量の實質資本を無疵に維持するための貨幣原價は非常に增大して 困難は長期の物價上昇時代にありながら、貨幣價値の安定を假定している會計方法を用いることからおこるのである。 一九三 値が急激に變化しつゝあるときは、公表された會社の會計報告書をみて資本の變化を測定することは非常に困難である。この 資本の維持と利益の高さとの關係は、はつきりしている。會社の公表した會計報告書が資産の維持に必要な引當金を過少に示 算上控除するのであつて、資産の取換が現實には一そう多くの原價を要するという事實を無視することである。 律に同價値として扱つている。このコンヴェンションは、いつ買つた資産についてもその買つた時の原價に等しい額を利益計 きている。それにもかかわらず、貸借對照表は傳統的に一九五一年のポンドも一九三八年のポンドも一九〇〇年のポンドも一 貨幣價値が安定している場合には、産業の資本源泉の增減を容易に測定することができる。しかし、最近のように貨幣の價

ħ.

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

すかぎり、それだけ稼得した實質資本は過大に示される。」

べきことを强調し、 ルズ勅許會計士協會の會計原則における歴史的原價による利益計算原則に對する產業界の有力團體からの抗議であ この聲明もまた、 現行租税制度と會社法の計算規定とならびにそれと密着して勸告されているイングランド 會社の配當可能所得ならびに課稅所得の算定は會計の生產力資本の維持の基礎の上におこなわる ・ウェ

ing Price Levels in Relation to Accounts. p. 39.) 引上げを通してせまつてくる事情を訴えている。(The Sixth International Congress on Accounting, 1952: Flacutuat は活かされても、その測定機能が破壊されることから生まれる經營存亡の危機が過重な課稅・たこ配當・過當な賃銀 價による會計方法から生まれる問題の諸點を、繼續企業の維持という立場から指摘して、會計における客觀性の要請 London and District Society の豊食會でおこなつた次の短かい演説の中で、インフレーション下における歴史的原 さらにまた、一九五一年十一月六日ロンドン株式取引所長 J. B. Braithwaite は、the Incorporated Accountants

み入れることになる。おそらく、終局的には現在のやり方は實質的に正當なるものであると會計士に感じていることであろう。 り着いているが、歴史的原價から離れるということになれば、それは直ちに見積りと激動する價値という議論多い領域に足をふ 現在のやり方に對する贊成論ははつきりしており、世人はこれに對する充分な理解をもたなければならぬ。というのは、會計士 また私自身も、そう思うことであるが、自分が所有する資産の歴史的原價を堅持しているかぎり、自分の足は地面にしつか 「私は減價償却控除をその資産の歴史的原價に卽しておこなう現在のやり方から出てくる結果には困惑している。もちろん、

私も結局はそうであろうということは認める。しかしながら、一質業家として、また單なる質業家という立揚をこえて一市民と すべてではなくとも多くの場合、利益は總體として歪められる結果になる。 見地からいえば、少し長い期間を平均すると質質的には正しくなるかもしれないが、一方、一つ一つの會計期については、その して、私の感じることは、このやり方が二つのきわめて重要な缺陷をもつているということである。第一に、純粹に事業經營の

實に公正に且つ適切に表示されるとどうしていえるのか、私には理解しにくい。 私の出發點は、會社がこの減價償却問題を學問的にではなく實質的に處理しているのでないかぎり、いやしくも利益を得たと 企業の會計報告書について、資産の償却が正確な取換價値に相當に比例しておこなわれるのでなければ、 會社の財政狀態が真

の惡い結果が出てくる。特に指摘したい點は、經營上の誤れる樂觀は不當に巨額な利潤から出てくるということである。 は、單に會計報告書にあてはまるだけでなく、事業上および人間生活上の多くの事がらにもひろくあてはまる。あなた方が誤つ 益數字の歪みをつかんでいるのである。それが過重課稅とその他多くの方面の歪みを導き出すことはもちろんである。このこと はいえない、と私には考えられることである。舊い資産が歴史的原價にもとづいて償却されつゝある間に、あなた方は企業の利 に計算して示すことは事業の健全な經營にとり第一に重要なことであると信ずる。」 つてまた、從業者の間に不滿を生じ合理的な賃金以上の要求をひきおこす。利益を正確にその時の實情に卽した眞實の基礎の上 た計算記錄に出發する場合には、そこに理館に合つたどんな根據があろうとも、歪みはだんだん增大してゆき、そこからすべて

考え方として繼續企業における實質資本・生産力資本の維持の立場をとるべきことを要請していることである。 以上にかかげた三者の敍述に共通して、なかんづく注目すべき點は、 右の共通的意見は、この三人のイギリス産業界における指導的地位にかんがみて、それが當時の産業界の輿論を 會社の課稅所得の算定の基準たる資本維 そし

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

所得を個人所得と同じ範疇において考え、 維持の所得概念とはまさしく對蹠的である。もつと端的にいえば、タツカー報告ならびにイギリス所得稅法では企業 代表しているものとみて、まず間違いないであろう。それはタツカー報告における課稅公正原則に立脚する名目資本 つて代表されると假定した産業經營者の側にあつては、所得の企業體概念を意識しているといえるであろう。 いわば、所得の所、有、主、概、念を堅持しているのに對し、右の三者によ

第 7 項 機とする英國內のインフレーシ 第六囘國際會計會議における「物價水準變動と會計」 ョン會計論議の高潮(一九五二~五三年) 問題の討議を契

價水準の變動と會計」(Fluctuating Price Levels in Relation to Accounts) であり、この議題についてイギリス・ オランダ・アメリカ・ドイツ・オーストラリア・フランス・トランスバールの各代表よりそれぞれ報告が行われた。 ンドンで開催された。この會議において研究討議されたいくつかの議題の中で最も重要な議題は、第一部會の「物 第一次タツカー報告が公表されてから一年餘、一九五二年六月十六日から五日間にわたり、 第六囘國際會計會議

した觀があつた。本項ではその焦點について述べる。

この會議の開催を契機として、イギリス國內においても、

インフレー

ション會計に關する論議はまさに最高潮に達

I

九五二年六月十七日、第六囘國際會計會議第一部會では「物價水準の變動と會計」(Fluctuating Price

第六囘國際會計會議におけるバロウクリフのイギリス・インフレーション會計事情に關する報告

m Relation to Accounts)を議題として各國代表による共同討議がおこなわれ、イギリスを代表する C. Percy

Barrowcliff (F. S. A. A.) は、第二次大戰後のイギリスにおけるインフレーション會計事情に關し報告をおこなつ

た。その内容は、各國代表の報告中最も廣汎にして詳細をきわめている。次にその目次をかかげておく。

- I 會計上の計算基準としての貨幣單位
- (a)一八八○年~一九五一年の卸賣物價指數Ⅱ 物價水準・產業利潤・賃銀
- (6)一九○八年~一九五一年の利潤指數
- 値利潤と賃銀との關係及び國民所得の形成◎一八八○年~一九五一年の賃銀指數
- (e)取換原價指數
- Ш 當面の物價水準の變動は現在の會計コンペンションを妨げる影響をもつ永續的のものか。
- № 物價水準變動の影響
- (a)利益計算に對する影響
- (b)固定資産に對する影響
- (c)流動資産に對する影響
- 物價水準變動の影響をうける事業の種類

d貨幣資産及び負債に對する影響

年代フ治秘画の景楽をごにる事業の程業

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

VI

企業利益とは何か

a)會計専門家の見解

b 經濟專門家の見解

d)實業家の見解 (c)法律家の見解

□ 物價水準變動に對

長期價値の動向に及ぼす物價水準變動の影響物價水準變動に對するイギリス會計業界の見解

國家事業に關する特殊考察

ix viii

X

地方官業に關する特殊考察

※ 公開質問

(4) 會計上貨幣單位に替えうる滿足な基準があるか。

り會計報告書における固定資産の扱い方如何。

(1)原初原價か年次再評價か。

(2)減價償却の基準は。

()原初原價か。

(i)現在原價か。

©有價證券は現在價值基準で計算すべきか。 ③技術進步にもとづくより低い實質原價で取換がなされる場合如何**。**

九八

d)現存の企業利益測定方法は變更すべき餘地ありや。

e)資産價値の變化の測定に關して會計專門家の利用しうる實踐的手段如何。

XII

(1)適切なる會計上の比較基準如何。

この報告は、 第二次世界大戦後イギリスにおけるインフレーショ ン會計に關する各方面の實際的資料を提供してい

る點において、 インフレーション會計研究上貴重である。

ロウクリツフはこの報告書の結論の項において、インフレ ì ・ ショ ン會計における利益計算と財務報告書の取扱に

、私の結論は次の通りである。

ついて、次のように自己の意見をのべて、報告を結んでいる。

1 原則を實踐上適用することは克服しがたいほど困難なものではない。 利益計算上、 固定資産の減價償却は現在取換原價によるべきであり、 歴史的原價によるべきではない。 ح

2 利益計算上棚卸資産にも同じ原則を適用すべきである。しかし、現在のところ公表される利益報告書には一般

の

に棚、卸、利、益がふくまれていることを私は認める。 の取り扱い方を改めなければならぬとしたら、このことはたしかに香ばしくないはねかえりをもたらすものであ 現在物價水準は低落をつゞける可能性がある。 棚卸

3 貸借對照表は醵出貨幣資本、 資本利益及び蓄積の管理義務の遂行に關する報告書として扱うべきである。

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

る。

物價が或る要點に達したときにこの原則を適用するのがよい

かも知れぬ。

:つて、貸借對照表では原初原價を墨守する從來のコンベンションをつづけるのがよいと考える。」

15 ては別稿で取扱う。)しかし、如上の彼の公的地位からいつて、國際會計會議という公けの席上右のような企業所得計算 and Auditors 6 ガイダンスとして 'Accounting Implications of Changing Money Values' 見を代表するものではなく、彼個人の意見であることを特に斷つてはいる。(The Society of Incorporated Accountants 昇と會計、」において、企業所得測定基準として歴史的原價を强調する立場とも、同樣に對蹠的である。 of Chartered Accountants in England and Wales が公表した「會計原則に關する勸告書第十二號 ウクリツフはイギリスにおけるもう一つの職業會計士團體である The 蹠的であるばかりでなく、 れた第一次タツカー報告において、企業所得の測定は歴史的原價によるのが正當であるとしている立場とはまさに對 の基準に關して現。在、取、換、原、價を强調していることである。この見解は、これより一年前一九五一年四月に公表さの基準に關して、おうだ。アンテスターでは、 に、その結論のうちに示された彼の意見について、注目すべきことは二つある。一つは、企業所得の測定上費用! めされた彼の意見はイギリス會計界に對しても相當の重味を示す筋合にあるものと考えて差友えないであろう。 おける時價費用基準の立場を强調したことはイギリス經濟社會の一部輿論をつよく反映するものと考えられる點に 「の報告者C・P・バロ の有力會員である。彼は、この報告書の序において、 「物價水準變動と會計問題」の取扱方についての公式聲明は、 ウクリックは第六囘國際會計會議の副總裁をつとめた人であり、したがつて、その結論にし さらに遡つて一九四九年イギリス會計實務の上に指導的地位をしめている The Institute 報告の内容は、 Society of Incorporated Accountants 一九五四年一月六日同協會の總會で會員に對 と題するステートメントが出ている。 彼の所屬する右の The Society の意 ,物價水準の上 これについ つする 評價

おいて、注目に値いするものといわなければならないであろう。

しっ しっ 職能との有機的結合關係を體系化すること、 得測定の職能と出資者を中心とする利害關係者に對する受託義務遂行に關する報告の職能と運營財産に對する管理 私見によれば、 の計算規定に表示されている「會社の每會計年度の貸借對照表はその年度末の會社の財」政「狀」態に關する眞實にの計算規定に表示されている「會社の每會計年度の貸借對照表はその年度末の會社の財」政「就でよって 系化を再體系化することがインフレー ろうと實質資本維持 のを淳化しようとした不完全なる試みである。 計士の間の一致した見解であると私はみているのであるが、問題は、 して且つ公正なる表示をなすべし。 に對する經營者の管理義務遂行の報告書として扱うという立揚を示している點である。この點は、 バ かえれば、 ゥ カゝ クリ かる見解でみる場合それが會計のはたす職能の領域としてどういうポジショ ッ それは、 貨幣會計上の測定職能と報告職能と管理職能 フの結論中の意見について注目すべきもう一つの點は、 (貨幣購買力資本維持) 會計のになう測定職能と報告職能との有機的結合がインフレーションによつて混亂している ……」(第一四九條第一項)という規定の意義の具體的解釋としてイギリ ション會計問題の焦點をなすものである。(鮭) これがインフレー の立場をとろうと、 企業の資本維持に關して、實體資本維持(物財資本維持)の立場をと との結合機構に生じたインフレー ション會計合理化の根本課題であると私は解している。 そのいずれであるとを問わず、 特にインフレーション下の繼續企業の貸借對照 貸借對照表については自己資本に關して株主 ンに あるのかという點であ シ 資本維持に關する所 Ħ 一九四八年會社! ンに起因する非體 ス 職業會

片野一郎稿「安定價値會計への反省」一橋論叢三四卷5號、 昭和30年11月號參昭

パ п ゥ ク 'n 'n フ の報告にお ける結論 は 意識的 か 無 意識 的 か は ゎ か 3 ぬ が、 かゝ カゝ る合理化へ 向つての 步の接近で

あると私は考えている。

II イングランド・ウェールズ勅許會計士協會の「會計原則に關する勸告書第十五號 ,貨幣購買力の變動に關す

(1)會計原則に關する勸告書第十五號の性格 る會計、」の公表

買力の變動に關する會計、」を公表した。(誰) England and Wales は、この會議の開催に先だつ五月三十日の日附で「會計原則に關する勸告書第十五號 第六囘國際會計會議が一九五二年六月ロンドンで開催された當時、The Institute of Chartered Accountants in

Wales より許可せられたことに對し同 Institute にあつく謝意を表する。 本勸告書第十五號全文の拙譯日本語文を發表することを The Institute of Chartered Accountants in England and

つて、見よう。 まず、この勸告書第十五號がいかなる趣旨のものであるかを、 同勸告書の冒頭の前書の中から引いた次の陳述によ

について簡短に記述し、かつ、これらの限界を打破して新原則を樹立しようと目論んだこれまでの主要な提案を檢 號に關連して、歷史的原價として知られている一般に認められた基準に卽して作成される會計報告書の意義の限界 計、」を敷衍する意味で、その會員に對し次のステートメントを發表する。このステートメントは、 イングランド・ウェールズ勅許會計士協會會議はその「會計原則に對する勸告書第十二號 ,物價水準の上昇と會 勸告書第十二

討 併せて、 年次報告書の作成上採るべき手續に關して勸告をなさんとするものである。」 會計上歷史的原價基準に替えて用いらるべき一般に認め得る方策が有效でないかぎり、 また、 有效

すなわち、これまでの歴史的原價による利潤計算ならびにその會計報告書という傳統的なやり方は現時のインフレ その實踐的意義に制約をうけてはいるものの、 依然最も有效な會計方法として

その機能を麻痺していないということを聲明しようとしたものである。

1 シ

ン昂進の環境のもとにあつて、

になるまで、

この 關する勸告書第十二號 の報告書に示す利益の測定の基準は依然歷史的原價を以てすべきこと、 立場から列撃し、 る會計問題を超えた廣汎な社會的經濟的影響をもたらさずにおかぬことを、 的原價による會計に替えてこれらの新會計方法を採用することに當協會會議が同意し得ない事由を述べている。 る會計方法の機能をいかに制約するかについて述べ、第二に、貨幣價値の不安定が歴史的原價による會計にあたえる 當協會會議の見解を明らかにし、 本勸告書本文の內容は次の五つの點から構成されている。第一は、歷史的原價による會計の意義と機能についての これまで提案された新會計方法による新しい利益概念を企業會計實踐に導入する場合には、これに關連して單な 制約を克服しようとしてこれまでに提案された新しい會計方法の種類をあげてこれを解說し、 第四に、 ,貨幣價値變動と會計,」における勸告とまつたく同じく、 これらの考察に卽した結論的勸告として、さきに一九四九年一月に公表した「會計原則に かつ、 會計上の計算單位としての貨幣の價値が不安定であることが歷史的原價によ 資本實體の取換に必要なる資金不足額は損益 法律上、**價格政策上**、 年次會計報告書の作成ならびにこ かつ、 課税政策上などの 從來の歷史 第三

計算上の費用としてではなく、

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

利益處分による留保として表示すべきことをのべている。

(2) 會計原則に關する勸告書第十五號の本文

次に本勸告第十五號の本文の全部を譯出して掲げておく。

nting Principles XV.; Accounting in Relation to Changes in the Purchasing Power of Money.) 會計,」(The Institute of Chartered Accountants in England and Walcs: Recommendation on Accou-イングランド・ウェールズ・勅許會計士協會「會計原則に關する勸告書第十五號 ,貨幣購買力の變動に關する

歴史的原價による會計

財産有高の表示でないということは長い間會計質務上に承認されてきたものである。 を示すインフオメイションを提供することである。この目的のために作成される貸借對照表は歴史的記錄であつて決して現在の 企業の年次會計報告書の第一目的は、資本主に對しその資金を如何に利用し、かつその使用から如何に利潤が發生したか

失として示すものである。收益と費用は帳簿に記錄せられたその貨幣額をもつて計算書に計上される。この會計の基準がしばし ば歴史的原價基準といわれるものであり、本ステートメントにおいて「貨幣的利益」(Monetary Profits)という言葉は右のよ る。それは一方に當該期間の收益を計上し、他方に資本支出の償却費をふくむその期の費用を計上し、その差額を利益または損 れらを表わす全貨幣が敷種の資産形能に配分されている狀態を示すことである。同様にして、損益計算書もまた歴史的記錄であ 簡單にいえば、貸借對照表の機能はその作成日における企業の資本・準備金及び負債を貨幣額をもつて表示するとゝもに、こ

うに計算された利益を示すのに用いてある。

287 年次會計報告書の調製上歴史的原價基準のもつ重要な特徴は、 報告書がその作成につき賞任のある人々の個人的意見によ

に關してだけである。この基準の上に計算される減價償却引當金は資産の全耐用命數にわたり、收益に費用を割當ることによつ 見積はおこつてこない。さらにまた棚卸資産に關しても計算の基準が理論上健全であり、かつ、繼續して用いられている場合に て、この資産の獲得上生じた資本支出を償却しようとしているのである。この目的のもとでは、現在價値の見積や取換,原價ののである。この目的のもとでは、ポントラグラーでである。 にもとづいて計算する場合に、そこに見積りがはいり込むのは、周知のように、資産の見込耐用命敷とその見込癈残價額の二點 り影響される範圍を最少限度にするということである。たとえば、固定資産の原價についていえば、減價償却準備金をこの原價

子や配當を受ける貸付債權や投資のような資産についてその購買力の低減がおこる。 用いる貨幣單位が安定した計算單位でないということは決して小さからぬ制約である物價上昇期には現金・銀行預金及び確定利 288 しかしながら、歴史的原價によつて作成する報告書の意義はいくつかの制約をうけている。なかんづく、報告書の作成に

見積や意見が適當に作用する限界というものがあるのである。

は必要があるときに、一そう高い價格での取換原價をまかなうに要する金額を準備することはできない。 りなくなる。同様にして、固定資産の貨幣的原價にもとづく減價償却費もこれらの資産を取換える必要があるとした場合、 幣的原價を費用として收益に賦課されるが、物價上昇期にはこの貨幣的原價は同じ數量の棚卸資産の取換原價をまかなうのにた 通貨で支拂われる場合におこる負擔の減少に由來して企業利益がふえているということも示さない。また、商品棚卸高はその賃 しかし、この低減は企業利益の減少として取扱わない。一方また、物價上昇前に生じた借入金其他の債務を購賣力の低減した

まで個人的意見から獨立したやり方で一さいの企業に實際に適用することができる新しい會計原則を採用することによつて、歷 幣的利益の意義に對するこの樣な制約はきわめて重要となる。もし、 それゆえに、貨幣的利益は購買力の意味での正味財産增減をかならずしも反映しない。物價が大きく變動した場合には貨 歴史的原價に基礎をおく現在の會計原則と比肩しうる程度

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

289

史的原價による會計報告書のもつ制約が除かれ、もしくは減少するならば、それこそ、會計原則の統一的論理的構造の建設に大

新しく提言された會計原則

きな發展をもたらすことになろう。

歴史的原價基準の制約を克服しようとする新しい會計原則の樹立にむけてこれまでになされた主な提言は、 次の四つの範

疇に分けることができる。

①固定資産處理に關する取換原價法

②固定資産の帳簿價額引上

③棚卸資産の處理及び固定資産の減價償却に關する現 在 價 値 法

④貨幣購買力の變動を反映するために會計記錄を修正する指数 法

〇固定資産處理に關する取換原價法

法はむかしは今日以上にひろく行われ、なかんづく、公益企業によりほとんど例外なしに用いられた。 は、固定資産の耐用命數にわたつてその原價を割當てる減價償却費の代りに、取換引當金を經費に計上することになる。この方

この方法は損益勘定に引常費用を課して取換原價をまかなうのに必要な金額を設けるのである。したがつて、この方法で

取換えられる場合、新設備は古いものとまるで性格が異うということもあるのである。 殘している。そればかりではなく、他方には、生産方法の進步と新しい發明が往々にして現存の施設を陳腐化し、それが實際に 價は正確には見積れない。だから、この方法は年度利益の算定上計上する費用の決定につき個人的意見が作用する餘地をひろく 取換原價法をとる場合、その計算には相當の不正確性がともなう。ごく短期間に資産を取換えるのでないかぎり、取換原

ことになる。物價の上昇が永續的であればあるほど、物價の上昇に從つて過去の準備金の不足が增大するから、この方法で計算 て、年度利益として示す金額は貨幣利益でもなければ、固定資産の取換準備を充分にやつた後の利益でもない金額であるという かつたとしたら、固定資産の取換の引當をなした後の金額は利益でないことになる。後者の場合には、この方法をとる結果とし で費用を計算するとすればその結果は特定年度に不當な負擔を課することになろう。他方、もしこの不足を充分に埋めあわさな コストをまかなうにはたりないであろう。この困難を克服するために、每年過去の引當金の不足を埋めあわすような累加的基準 年度費用額をその時の見積り取換コストの一年分を基にして計算するとすれば、こうして設けた金額の合計は實際の取換 物價の上昇がつづく場合には、資産の見積取換原價は年々增大するから、この方法の不正確性はつよく表面にあらわれる。

する利益はますますその意義を減ずる。

ろう。この超過額は準備金として扱われ、貸借對照表上株主の持分の一部と認められることになる。これでは、 引當金を控除した後に確定されながら、 方が出てくる。もし第一の行き方をとれば、取換えられる資産(孲資産=片野)のコストは累加取換引當金に課せられる。 在使用中の固定資産のコストを維持するか、または心新資産の原價を累 加 取 換 引 當 金に課するか、どちらかの行き きるという、 なつてくる別の問題がある。取換をなした場合には、匈質借對照表には新資産のコストを導入し、かくして、貸借對照表上は現 物價が上昇をつゞけている場合には、この引當金はそれに對して課せられた金額(茁資産のコスト=片野)を超過するであ この方法には、 矛盾をふくむことになる。 前に述べたような計算上ならびに取扱上困難があるほかに、實際に取換をおこなうときになつて明らかに しかも、この控除は後にいたり準備金として認められて株主への配當に用いることが 年度利益は累加

第二の行き方をとると(すなわち新資産の原價を累加取換引當金に課すること)、このような準備金は貸借對照表には現われな けだし、貸借對照表には取換えられた舊資産のコストを續けているからである。もし、取換をおこなう度ごとにいつもこの

第二次世界大戦後のイギリス・インフレー

ーショ

ン會計の發展

れゆえに、取換原價法は、實際に發生した資本支出の完全償却の引當をするために經費の追加計上をおこなうのでないかぎり、 ぬことになろう。その結果は、減價償却費の總額は歴史的原價法をとつた場合の償却費總額にこれを修正することとなろう。そ るであろう。この不足分を負擔させるべき準備金があるとは保障できない。だから、この費用は損益勘定に賦課しなければなら 見積取換原價の一年分にもとづいて計上する場合には、引當金額の總額は現存する資産の原價を償却するに要する金額以下にな 手續をとつているとすると、貸借對照表に示される金額はたびたび取換られた資産の原初原價であるということになる。 物價下落の時期には取換原價が歷史的原價以下になるが、この場合には、もう一つ別の問題がおこる。もし、年度經費を

〇固定資産の帳簿價額の引上

物價下落時には適用できないのである。

をこの引上價額にもとづいて計上することが許された。 二~三の國々では、課稅の立場から、法律できめた指數に卽して固定資產の帳簿價願の引上げをおこない爾後の減價償却

切であり望ましいと考えられているのである。このような特殊な目的の場合を別とすれば、資産の價額引上は、通貨安定處置の おこなうような場合とか、或いは、資産の現在評價にもとづいて新資本の募集をおこなう様な特種な場合に、この價額引上が適 いう結果になるのである。この理由で、質際は子會社を獲得した會社がその負擔したコストを反映するように資産の價額引上を 部として政府がおこなう全貸借對照表の再修正の場合にのみ適當するもののようである。 固定資産の帳簿價額引上は價額引上の日を以て企業を一旦停止し新しい基準にもとづいて再出發するものとして取扱うと

償却費を計上した後に、利益としての數字が出てくることになろう。價額引上げが法律に定めた指數ないし一般に認められた指 それゆえに、價額引上以後の年度については、固定資産の歴史的原價でもなければ見積取換原價でもない金額にもとづいて減價 固定資産の價額引上をおこなえば、爾後の減價償却費は資産の引上價額を殘餘耐用命數にわたつて割當てる金額となろう。

て取扱われるであろう。後にいたり、爾後の償却費に充分割當られた場合には、たとえそれが損益計算書に利益として現われな の場合におこる矛盾と同じものがふくまれる。引上價額が當該資産の歴史的原價を超過する部分は貸借對照表上資本準備金とし 數によらない場合には、爾後の減價償却の計算に個人的意見の要素が入りこむ大きな餘地がある。この方法にもまた取換原價法

〇減價償却と棚卸資産の處理に關する時 價 法くても、この準備金は株主への分配に用いられることになろう。

固定資産の償却毀は歴史的原價の散布とみるのでもなく、將來の取換に關する引當金とみるのでもない。それは滅價償却 この方法は資産の消費にもとづいて生ずる費用を消費した資産の貨幣的原價によらずに、時で計上するのである。

數による評價の場合とかのような、特定の場合に最もよく適することを提言するものがある。かゝる提言は、この方法がしよせ る方法は、會社の技術部門の人による評價の場合とか、現在の保險價値による評價の場合とか、買入の年度に基準をおく價格指 つた場合に出る概算額に修正することになる。利益計算上この主義をとることを主張する人のうちには、固定資産の時價を見積 は、ひろくいつて、特定年度の固定資産減價償却費を、資産の實際の購入價額にもとづいて計算する代りに、その年の時價で買 率を固定資産の歴史的原價にかける代りにその見積り時價にかけて計算した資産の年度消費額とみなされるのである。その結果 んは個人的判断に基礎をおくものであることを强調するのに役立つだけである。

のである。物價の下落期には、時價は歷史的原價よりも小さくなるので、實際に生じた資本支出を充分に償却するため、 計算上は控除額としてあつかわれる金額が貸借對照表では出資者の持分の一部を形成するものとみなされ、 いて計算する減價償却費を超過する。時價法はこの超過分を貸借對照表に資本準備金として示すことを要求する。これは、利益 もはや資本の性質をもたなくなつたとみなされる場合には、出資者への分配に當てることさえできるという點で矛盾をふくむも 物價上昇期には、時、「價は壓史的原價よりも大きいから、時價にもとづいて計算する減價償却費は壓史的原價にもとづ かつ、この準備金が 追加費

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

用を計上し引當金を設けているのでないかぎり時價法を適用することはできぬことになろう。

るのに對し、時價法の場合は、準備金に繰入れる金額の一部が、利益確定前の毀用として扱われることは前の項で述べたとおり る。だが、現在の會計原則のもとではこの準備金の設定が損益計算書上に利益そのものの中からおこなわれたものとして示され になる。そうすると、時價法で貸借對照表に示される準備金合計は現在の會計原則のもとにおこなわれる準備金と同じものとな 金額をこえて追加額をもうけることが必要になる。この追加金額は損益勘定を通して準備金へ振替える項目として扱われること 上昇がつづき、固定資産を取換えるために充分な金額を積むことが望まれる場合には、時價にもとづいて計算した減價償却費の すでに指摘したように、時價法は固定資産の取換の引當をする手段たることを意圖するものではない。それゆえ、價額の

段とみなすべきこと、 の棚卸資産評價方法、 ちには、 303 さらに、 物價の上昇期には、 消費物を時價で費用に計上するやり方はそれぞれの場合の特殊事情に卽して考察すべきことを提言しているが、或る種 時價法は、 かつ、如何なる方法によつたか、それを報告書に示すべきことを提言しているものがある。 すなわち、後入先出法・次入先出法・基準在高法およびこれらの變形をそれぞれ希望の目的を達成する手 棚卸資産の消費についても、歴史的原價よりも時價を貸重することを要求する。時價法の遵奉者のう 棚卸資産の消費を時價で費用に計上すると、その結果、商品の原價と販賣時のより高い取換可能價額

響する通常の事業上の危險である。これらの危險が事業におよぼす影響は、一般に購入上の判斷と經營上の判斷に依存するとこ 動きからおこるよりも、 できぬことになる。しかしながら、物價が上昇しても、下落しても、商品のコストとその時價との差額は貨幣の購買力の一般の ができるから、 との差額は取引にもとづく利益の一部を形成しないことになる。物價の低落期には、歴史的原價以下で棚卸資産を取換えること 304 歴史的原價が時價をこえるその超過分をカバーするべき追加費用を計上しているのでないかぎり、時價法は適用 特定財貨の市場價格の變動から生ずる方が多いのがしばしばである。このような市價の動搖は損益に影

ろが非常に大きいのにかゝわらず、時價法のもとではこれらの變動の影響が利益計算上除外されてしまうようになる。

〇貨幣購買力の變動を反映するために會計記錄を修正する指數法

この方法は貨幣購買力の變動の影響を利益から排除することを目的としている。

貨幣購買力の變動があつた場合には、取引が生じたときの通貨は現在使用している通貨とは別のものであるから、これは新しい 棚卸高と數年前に取得した固定資産がある如くである。指數法の理論は、取引の記帳された時と報告書が調製される日との間に 通貨に換算しなければならないとするのである。換算手段としては購買力指數を用いる。 もとづいて作成された報告書を修正するという提案たる性質を多分にもつている。利益の計算上一勘定に計上される貨幣金額に 其の期間中種々の時期に生じた取引ばかりでなく他の期間中種々の時期に生じた取引をも混有している。たとえば、期首の この方法は、嚴密にいうと、歴史的原價による會計を變更するということを提言するものではない。それは歷史的原價に

首の棚卸資産のような過年度におこなわれた取引に適用できるだけでなく、期間中に貨幣購買力がそうとうに變動した場合には の會計日に年次報告書を急速に作成する場合に役にたゝない。指數法の基礎理論からいうと、この方法は、固定資産購入とか期 採用するには、その指敷が每月最新の形で利用できることが何よりも大事だということである。そうでないと、この方法は普通 をもつ企業に關してはかなり面倒がおこることはあり得る。實務上、重要なことは、この指敷法を普通の會計手緻の一部として 指敷法を應用する技術は、滿足な指敷が得られさえすればさして厄介なものとする必要はない。たゞ、複雑した資本構成

力の損失、もしくは、固定額の負債に生ずる利益を反映しないことになる。かゝる項目が棚卸資産および固定資産との關係上相 を網羅するのでないかぎり、會計報告書は物價上昇期に投資・債權および銀行預金のような資産を保有することから生ずる購買 「新 通 貨」に換算する項目は、固定資産の減價償却と棚卸資産の消費というような特定項目だけでなく、すべての項目(ポーキンシャ

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

期中取引にも當てはまると思われる。

308

當額にのぼる企業にあつては、このような損益を無視して、特定の資産に生ずる損益のみを計上することは矛盾である。それで 貨幣購買力の減少の影響を損益計算上排除することはできない。同様な問題は、物價の下落期にも生ずる。

變動を示す正確な指數を使用することは重要なことではなく、なんらかの適切な指數を用いれば、それでこのような變動の影響 る貨幣の一般購買力の變動の影響を測定することにはならなくなる。すべての企業が同じ指數を用いさえすれば、一般購買力の てくる。項目別に特殊指數を用いるやり方は、棚卸資産と減價償却に時價法を適用する手段となつてしまい、指數法の目的とす 必要とする。購買力指數を用いないとすれば、一企業の會計報告書の各種項目にそれぞれ違つた指數を用いることが必要になつ 技術の進步に由來する便益により相殺されることもある。それゆえに、指敷法の全般理論は歷史的原價によつて作成する會計報 業に一般指數を用いることはあまり適當ではない。さらにまた、貨幣購買力の變動が特定の企業におよぼす影響というものは、 はかなり正確に測定し得るという見解もある。また、價格はすべての商品財貨について均一に動くものではないから、特定の企 告書を修正する有效な方法として認めるには、なおよく檢討することが必要である。 309 指敷法の理論を適用するには、特定財貨の價格の變動をあらわす指數ではなしに、貨幣の購買力の變動をあらわす指數を

受取られるのであれば、それは會計問題をこえる意義をもつことになろう。 盆なインフォーメーションを經營者と株主にあたえるであろう。しかし、もし、指敷法が新しい利益概念を導入する手段として 力の變動が企業の財政におよぼす影響についてのインフオーメーションを示すだけの目的で、この方法を用いるのであれば、有 敷法を適用する目的について重要な疑問がのこる。もし單に、歷史的原價により作成する會計報告書の附屬表として、貨幣購買 假に貨幣の一般購買力の理論が有效であり、かつ、滿足な指數を作成することができることが確かになつたとしても、指

新しい利益概念を採用することは、それが取換原價法によると、固定資産の價額引上によると、時價法によると、

的問題を考察しなければならなくなつてくるし、他の三つの方法のいずれかによる利益概念をとつても、こうした問題がおこる は貨幣購買力の變動が貨幣的權利におよぼす影響に關する全般的問題をひきおこすであろう。その場合は、重要なる經濟的社會 指敷法によるとを問わず、いずれにしても、企業利益の計算をこえたずつと废い問題をひきおこす。指敷法による利益概念 ないし

- であろう。次にその一部をあげておく。 貨幣購買力の變動を法律上認めて貨幣表示の法律上の權利を修正すべきかどうか。たとえば、國債・株式・家質地代・
- 險金受取人との權利關係 金・保險契約・社債・その他の債務・雇用契約による權利・利益額の如何により變化する利益分配計畫・生命保險契約と保
- (b) 財貨・用役の價格の決定、特に、新しい利益概念をとることが企業から投資家へ公正な報酬をはらうため、ないしは、
- きおこし、それが問題をさらに大きくすることがないかどうかの問題。 よそ利益を生ませるというために、價格の引上を必要ならしめるかどうかの問題。換言すれば、購買力の一そうの低落をひ 課稅上における各種企業および個人の相關的地位。英・・・・國・における課稅の基準および範圍では、貨幣購買力の低減

(c)

- 題をひきおこすであろう。新しい企業利益概念をとれば、物價上昇期には企業は巨額の稅金を救濟され、したがつて、この されている。この事態を緩和せんとして新しい企業利益概念を樹立することは、個人納稅者の適切な課稅所得如何という問 救濟の負擔をいかにして他の納稅者に分散すべきかという問題をひきおこすことになろう。 から生ずる企業の資本追増の要求をまかなうために企業が貨幣的利益を内部留保しうる程度というものはいちじるしく制約
- るのは、 現在は、貨幣的利益についてどの程度を配當にあてどの程度を將來の事業の要求のために留保するのが窒ましいかをきめ 取締役の考える政策問題に屬するが、これに對して、配當前に資本の購買力を維持しなければならぬという基準に

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

(d)

- 立つて企業資本を募集するとした場合、この資本募集におよぼす影響如何。
- (e) るということになるかどうか。 物價が下落して購買力が増大した場合の事態、なかんづく、新しい利益概念ではその場合醸出資本は手つかずではなくな
- (f) 卽して作成された年次報告書や趣意書にもとづいて投資した人の立場如何。 新しい利益概念を採用することが、結果として、優先株について配當の減少または見送りになる場合、現在の會計原則に
- これらの問題は一さいの企業および個人に影響をおよぼすものであり、したがつて、一つの會計方法が他の會計方法にくらべて
- 企業利益の計算上うける制約が多いか少いかの問題をはるかに超えた一般貨幣政策および社會政策上の重要課題をふくんでいる。

が話と灌

適合して配當にあてうるものと見なしうる金額でもない。同様にして、それは價格決定・質銀交渉・課稅等の目的にかならずし 價により作成する會計報告書に示されるのは、購買力で表示した富の增減の計算ではなく、また、それは企業の財務上の要請と の作成に用いる貨幣單位が尺度の安定したものでないという制約のあることを、特に强調せざるを得ない。その結果、歴史的原 も適していない。これらの目的で報告書を用いる場合には、企業を維持するために留保した利益額に適當な注意をはらわなけれ 當會議は歴史的原價により作成される會計報告書の意義は幾多の制約をうけるものであること、なかんづく、會計報告書

でにおこなわれた提案のいずれについても、歴史的原價にもとづく現在の會計原則に代えて一般に受け入れうるものとしてこれ それを論理的に適用することは、會計の領域をこえた社會的ならびに經濟的問題をひきおこす。それゆえに、當會議は、これま 他方、歴史的原價に代り得るものとしてこれまで世に提案されたものは重要な缺陷をふくむごとくであり、 したがつて、

勸

告

當會議は、實行可能にしてかつ一般に認められる別の方法が用いられるのでないかぎり、また、かかる方法が用いられる

- 時がくるまでは、 次の會計原則を引つづき採用すべきことを勸告するものである。
- (b) 準たるべきものである。 貨幣購買力の變動が企業の財政におよぼした影響(固定資産および流動資産の取換原價の增大をまかなう 金額 をふく め 歴史的原價は引つづき年次會計報告書を作成する基準たるべきものであり、したがつて、報告書に示す利益を算定する基
- その事實を適切に表示しなければならない。 ならない。この振替額を損益計算書に年度殘高算定上の控除額として示す場合には、右の殘高は利益の全部ではないから、 て)を認めて利益のうちから設定した金額は、準備金への振替として取扱うべきであり、利益算定上の費用として扱つては
- してこれを資本準備金として扱うべきである。 右の留保金額は、慎重の問題として、當分の間は配當に用い得ないものと取締役がみなすことを强調するために、原則と

(c)

- (đ) なかんづく、貨幣價値の安定を缺く場合にそうである。 貸借對照表上、固定資産は價額引上をおこなつてはならない(ただし、第二九七項に述べたような特殊の場合 を除く)。
- 變動がある時期には、歴史的原價によつて計算した利益に關してその意義に制約のあることを强調すべきこと、かつ、次の諸項 315 當會議はまた、 會社の取締役や役員たる當會員或いは顧客から意見を求められる當會員に對し、貨幣購賣力のそうとうな

目に注意をはらうべきことを勸告するものである。

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

- (a) みなしうる利益の額におよぼした影響を認めて、利益のうちから準備金に向ける金額を定めること。 貨幣購買力の變動が企業の財政におよぼした影響、なかんづく、政策の問題として愼重に考察してみて配當に用いうると
- (b) する財務上の要求とこの要請に答えて取締役のとるべき政策として、準備金の設定によるか或いは新資本の募集によるか、 を表示すること。 取締役の報告書その他に貨幣購買力の變動が企業の財政におよぼした影響を表示すること、なかんづく、企業の維持に對
- (c) にすべきである。 果を年次報告書の附屬書類の一部として發表する場合には、計算に用いた基準ならびに當該企業に關する數字の意義を明瞭 貨幣購買力の變動が利益ならびに財務上の要求におよぼす影響を測定せんとする諸方法を實驗すること。かかる實驗の結

(一九五二年五月三十日)

(3)會計原則に關する勸告書第十五號の問題點

(a)

一九五二年の勸告書第十五號と一九四九年の勸告書第十二號との相違

九五二年に發表されたイングランド・ウェールズ勅許會計士協會の會計原則に關する勸告書第十五號は、 それよ

年度利益の測定も年次會計

報告書の表示も共に歴史的原價を以て遂行すること、實質資本維持に必要なる資金準備は利益留保政策によつて遂行 みえる。しかし、實質的には、インフレーション會計の問題のとらえ方において兩者の間に非常な違いがあるのであ り二年半前の勸告書第十二號の敍述を敷衍するという建前でかかれている。その結論は、 というこれまでの主張を堅持しており、形式的には第十五號は單なる第十二號の衣更えにすぎないように

る。その主な點をあげてみよう。

ぢるしく制約されるものであり、 本質體の維持を保障した後の配當可能と見うる利益ではないこと、 第一に、 勸告書第十五號は、 また、 貸借對照表の敷字は資本の實態を反映しない單なる貨幣的殘高であるにとどまることをはつき 物價水準がはげしく上昇する條件のもとでは歴史的原價による會計はその機能をいち 損益計算書に現われる期間利益は、 また、 單なる貨幣的利益であるにとどまり、 賃銀交渉・課税等の目的にも適合するもの 經営の

四九年一月の勸告書第十二號および遡つて一九四五年六月の勸告書第十號同年一月の勸告書第九號とくらべると、 同じく歴史的原價による會計方法が物價上昇期においても依然最も有效であることを主張している一九

會計と同程度の實踐性をもつところの新しい會計方法が必要であることをはつきり認めているのである。

かかる條件のもとでは、これらの缺陷をもたず、

しかも從來の歷史的原價による

り認識するとともに、

したがつて、

歴史的原價による會計に代わるべきものとして從來提案されてきたいくつかの新しい會計方法に 對して、

イトにおいて非常な隔りがあるのである。

の認めている有效性のウェ

會計方法上の立場から容認しがたい最も重要な理由として、それらの新提案が會計の客觀性という點で歷史的原價に よる會計に取り替わりうる資格のないことをあげている。すなわち、 不可缺なる理由を積極的に打ちだしている點が、 勸告書第十二號と重要な違いのある點である。 物價上昇期において歴史的原價による會計

力の變動が企業の財政におよぼす影響についてのインフォー 用いることの有效であることを認めて、「もし、單に歴史的原價により作成する會計報告書の附屬表として、貨幣購買 新會計方法の一つとして提唱されている「指數法」を從來の「歷史的原價による會計」 メ ĺ シ = ンを示すだけの目的で**、** この方法を用いるので

第二次世界大戦後のイギリス・インフレー ショ ン會計の發展

の補足手段として

告書第十五號が「指敷法」の效果を積極的にみとめる態度を示した唯一つの點である。 の重要機能がうしなわれ、 力維持の保障や賃銀交渉や課税や配當可能利益額等の決定を合理的におこなう基準とその計數を提供するという會計 第二にのべたように、 有益なインフォー 當時のインフレーションのもとで歴史的原價による會計をとつている結果として、經營の生産 それが會計外の 解 や 釋 の領域に後退してしまつた點を匡正する最もよい工夫として勸 メート ションを經營者と株主にあたえるであろう。」とのべている點である。これは、 直前

つてはじめて世に提案されたものではなく、近くは、この勸告書第十五號の出るその前年一九五一年八月アメリカ 一九四九年一月の勸告書第十二號には存在しない考え方である。ただし、この工夫は勸告書第十五號によ

Committee on Concepts and Standards undeslying Corporate Financial Statement, À A A.: Price Level

:2

Changes and

形は一九三六年アメリカの (昭和16年) 六月日本において私の著書「貨幣價値修正會計」においてまつたく同じ考え方が提唱されており、 Financial Statements, Supplementary Statement No. Ħ W. Sweeney: 'Stabilized Accounting', に現われている。 において、さらに遡つては一九四一年 その祖

第四に、一勸告書第十五號は、 右の第三にのべたように、歴史的原價による基本會計報告書に併置して、貨幣購買力

變動が企業財務におよぼした影響を測定した附屬會計報告書を作成することが有效であることを認識しながらも、 勸告書末尾の「勸告」の中では、 當協會會員たちにこれに關心をはらうべきことを勸告している。これも勸告書第十二號にはみら この附屬會計報告書の作成ということを、歷史的原價による會計の領域外における 同

れない重要な點である。

(b) 勸告書第十五號にみられる會計方法上の問題點

以 Ĺ の諸點を通じて本勸告書第十五號にみられる會計方法上の問題點を指摘すると次のごとくである。

として積極的に用いよ、 勸告書第十五號では、 ということは提言していない。この附屬會計報告書の作成を實驗の問題として關心をはらう 右の附屬會計報告書を企業が經營維持のために利益のうちから留保すべき額を決定する指針

ように會員たちに勸告しているだけである。その理由はなぜであろうか。

う建前をとつていることからいつて、こうするのが當然の措置であるとしたのかも知れない。さらにまた、 これは、この勸告書が、 實際にその作成にたずさわり、 現實に會社の取締役がイギリス會社法の規定にしたがつて年次會計報告書を作成する場合 もしくは、その作成に關して意見を求められる當會員に對する勸告書であるとい 附屬會計

報告書を指數法に卽して作成するとした場合使用する指數の選擇に關してなお研究の餘地があるとすることが 的に推進することが望ましい行き方ではなかつたのであろうか。それを敢えて實驗領域にとどめた事由は、 したがつて、この要望にこたえて會計領域の外で財務政策を實施する場合の基準として附屬會計報告書の作 されたその前後から、 力な理由とされたのかも知れない。しかしながら、 資本の蠶食を防止すべき現實的基準を眞劍に求めていたことは第6項のⅡでみたとおりであり、 當時のイギリス諸産業が、一九五一年四月にタツカー 報告が發表 成 その有 で積極

とよんでいるものと歴史的原價による會計と、 勸告書第十五號に關して問題とさるべきもう一つの點は、さらに根本的なところにある。 この二つの會計方法は會計構造上どういう位置づけをもつのか、 しゝ わゆる新しい會計原則

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

實施する會計技術の用意が未だできていなかつたことに歸因するものとみて誤りではなかろう。

_

計として歴史的原價基準を强調する立場の人々の所說についてみてそうであるだけでなく、リプレースメント』がようかとはペーン。 兩者は會計領域として二者擇一のものと考えられてきているのが、ひとりイギリスの場合のみならずその他の諸國で に相手を否定する立場にあるものとして考えられているのである。この考え方は、これまでインフレーション下の會 ものとしての「新しい會計」を意味している。 が用いられる時がくるまでは、次の會計原則を引つづき採用すべきことを勸告する。」(三一四項)と述べている。 案されたものは重要な缺陷をふくむごとくであり、したがつて、それを論理的に適用することは、會計の領域をこえ わち、勸書告第十五號が「新しい會計」とよんでいるところのものは「歷史的原價による會計」にとつて代わるべき た社會的ならびに經濟的問題をひきおこす。 に關する勸告書第十五號の考え方そのものにある。 (三一三項)「當會議は、 ウ・ベーシスの立場 「インフレーションと會計」という課題をとりあげる從來の態度であつた。 歴史的原價にもとづく現在の會計原則に代えて一般に受け入れ得るものとしてこれを認めることはで きない。」 (現在取換原價基準のほか指數法基準をもふくめて)の人々の所說についてみてもそうである。 實行可能にして一般に認められる別の方法が用いられるのでないかぎり、 それゆえに、 いいかえれば、「歴史的原價による會計」と「新しい會計」とはたがい 勸告書は、「歴史的原價に代わり得るものとしてこれまで 世 當會議は、これまでにおこなわれた提案のいずれについて また、 かかる方法 すな に提 ŋ

りであつた、とすることができよう。けだし、歴史的原價による會計がインフレーションの到來によつて課される問 私見によれば、 インフレーションに原因してうしなつたその會計機能を囘復することにある。すなわち、「新會計方法」なるも これがインフレーション會計の合理化を會計構造の上から考える場合從來犯されてきた根本的な誤

|歴史的原價による會計」と二者擇一の立揚で存立するべきものではない。 兩者は二者同格の立場で存立しなけ

のは ればならないものである。 第一次世界大戦後の各國におけるインフレーショ その理由はこうである。 ンの經驗および第二次世界大戰後の同じ經驗を通して歸結すると、

原價ではもはやその機能をはたせなくなつた會計の領域が表面にできてきたのである。 歴史的原價によらなければその機能をはたし得ない會計領域が存在するとともに、インフレー 以前にはたしていた會計機能の全部ではない。 歴史的原價による會計がインフレーションのために喪失する會計機能は、 正確にいえば、 會計の機能領域としてインフレーショ 歴史的原價による會計がインフレ したがつて、 ショ ン インフレ の場合、 ン下にお 1 歷史的 1 ても

ンのもとでの會計のあり方は、 他方、 歴史的原價でははたせなくなつた機能を會計領域の中に復活する方法を講ずることでなければならない。 一方では、 歴史的原價によらなければその機能をはたせない會計領域を存置するとと ,二者擇一、 の關係では成立し得ないもので

あ したがつて、 Ď 兩者は 歴史的原價による機能領域と新しい方法による機能領域は ,二者同格, の關係において、 ともに會計領域の中に併立しなければならぬ關係にあるものである。

ス X

でいるといわなければならぬ。 ŀ あ り態にいえば、 リユ · ~ Ī 勸告書第十五號の根本的立場は明らかに「ヒストリカル・コスト・ベーシス」と「リプ シス」(廣い意味での)とを二者擇一の立場として考えている點に重要な構造的缺陷を しかしながら、勸告書第十五號は、何よりも、 會社の取締役が一九四八年の會社 ふくん 法

書であるという事情と、 規定にしたがつて作成する株主への會計報告書という、 さらにもう一 つには、 この勸告書を生みだす環境としてのイギリス・ 現實の法規定と完全に密着した場合の會計處理 インフレ ī K 關 シ する勸 ンが

第二次世界大戦後のイギリス・インフレー

・ショ

ン會計の發展

會

計構造への認識は、 馬的惡性のものにいたらずして一應おちついたという事情を勘案するとき、そこに現われているインフレ 當時の現實に卽した最上のものであつたと私は考えている。 1 シ Ħ ン

(4)「會計原則に關する勸告書」第九號・第十號・第十二號・第十五號にわたるインフレーション會計觀 あ

るインフレーション會計への認識の變遷は、 の勸告書第九號・第十號、 計士協會の「會計原則に關する勸告書」の中で 資料を提供していると考えるのである。 第二次大戰後のイギリス・インフレーション期を通じて、次ぎ次ぎに公表されたイングランド・ 一九四九年の第十二號、 インフレーション會計の研究上まことに興味ある、 ,インフレーションと會計、という問題にふれたものは、 一九五二年の第十五號である。 この四つの勸告書のうちにみられ かつ、貴重な實證的 ウェ } 一九四五年 ル ス 、勅許 會

をもたらすがゆえに、 書第十五號にい すべき資金額を資産の使用期間に計畫的に割當るやり方のあることを示唆している。こえて、 う資金手當は會計領域外の利益處分に屬する問題なりとするとともに、この財務政策實施の最良の基準として、 れこむやり方である。 とが基準とされた。これは會計領域の中へ歴史的原價による利益計算と物價水準變動の影響を考慮した財務政策を入 九四五年一 たり、 月の勸告書第九號および同年六月の第十號においては、 この機能障害を匡正する別の會計方法が必要であることを認めるとともに、この必要に應ずる 物價水準のはげしく變動する條件のもとでは、 一九四九年一月の勸告書第十二號では、 物價水準上昇にともなう資産の取換原價上昇をまかな 歴史的原價による會計方法では會計機能 利益計算は期末資産の低價主義評價によるこ 一九五二年五月の勸告 に障害 手當

接近法として補助財務表の手段のあることをはつきり意識しているのである。

第二次大戰後のイギリスのインフレーション時代を通じて、結論的には歷史的原價による會計方法を終始一貫して

堅持している The Institute of Chartered Accountants in England and Wales の勸告書は、そのインフレーショ

ン會計に關する思考においてこのような段階的發展があるのである。

(一九五七年十二月)

本稿は私の「イギリス・インフレーション會計の研究」の一部をなすものである。今次が、イギリスのインフレション に際し同國會計士諸團體の間に利害的對立があつたことが傳えられているが、本稿はこれらの問題にはまつたくかかわ

りなくむいたものであることを特に附記しておく。

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展